

瑞穂町

高齢者保健福祉計画・
介護保険事業計画

平成21年3月

瑞穂町

はじめに

瑞穂町では、平成12年4月の介護保険制度のスタートにあわせ、保健福祉施策の推進と介護保険事業の円滑な実施を図るため、「第1期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定しました。その後、平成15年4月には第2期計画、平成18年4月には第3期計画として、内容の充実を図り、介護サービス基盤の整備や介護予防事業、高齢者の生活支援事業、保健事業等を推進してまいりました。



この間、高齢者人口は増加を続け、ますます介護サービスの需要は高まり、費用も急速に増大しております。介護保険制度を維持しつつ、高齢者ができる限り要介護状態にならずにいきいきと暮らせること、また要介護状態になってもできる限り悪化を防ぎ、自立した生活を送ることができるよう、介護予防の推進が大きな課題となっております。

平成18年、国は介護保険制度を将来にわたり安定して運営するために、大規模な制度改正を行いました。本計画においては、これらの制度改正に基づく、予防給付、地域支援事業などの予防重視型システムや地域密着型サービス、地域包括支援センターの設置など、新たなサービス体制の定着とより一層の充実を図っていくことが求められています。

本計画の策定にあたっては、「瑞穂町長期総合計画」、「瑞穂町地域保健福祉計画」などの関連計画との整合性を図り、高齢者保健福祉計画から介護保険事業計画まで一貫した計画としてとりまとめを行いました。

今後は、本計画に沿って、福祉・保健・医療・介護の総合的なサービス提供体制と高齢者施策のさらなる充実・強化をはかり、その実現に向けより一層努力してまいります。

結びに高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画専門分科会及び瑞穂町地域保健福祉審議会の委員の皆様をはじめ、実態調査で多くのご意見をいただきました町民の皆様、ご協力いただきました関係機関の皆様に心より感謝申し上げます。

平成21年3月

瑞穂町長 **石塚幸右衛門**

目次

第1章 計画策定にあたって	
1 計画策定の背景・趣旨	3
2 計画の位置づけ	4
3 計画の基本的な考え方	5
4 計画策定体制	6
5 計画の期間と進行管理	6
(1) 計画の期間	6
(2) 計画の進行管理	6
第2章 高齢者人口等の現状と推計	
1 人口及び世帯の状況	9
(1) 高齢者数の推移	9
(2) 高齢者世帯の推移	10
2 要支援・要介護者の状況	11
3 高齢者人口等の推計	12
(1) 高齢者人口の推計	12
(2) 要支援・要介護認定者数の推計	13
(3) 施設介護サービス・介護専用居住系サービスの利用者数の推計	14
(4) 標準的居宅介護サービス等利用者数の推計	15
第3章 高齢者等生活実態調査結果	
1 調査の概要	19
2 調査結果からみた課題	19
第4章 計画の基本理念	
1 基本理念	25
2 基本目標	27
3 施策の体系	28
第5章 施策の方向性	
1 介護保険事業の展開	31
(1) 介護給付サービス（要介護者を対象）	31
(2) 介護予防給付サービス（要支援者を対象）	41
(3) 地域密着型サービス	49
(4) 地域支援事業	54
(5) 介護保険事業の見通し	62
2 高齢者保健福祉事業の展開	65
(1) 介護予防・生活支援サービスの充実	65
(2) 健康づくり活動の充実	70
(3) 社会参加活動への参加促進	73
(4) 安心できる生活環境の確保	76
(5) ひとにやさしいまちづくり	78

第6章 計画の推進にあたって	
1 計画の推進体制	81
2 計画の適正な運営	82
3 人材の育成・確保	84
4 計画の普及・啓発	84
資料編	
1 瑞穂町地域保健福祉審議会について	87
(1) 委員名簿	87
(2) 審議経過	88

第1章 計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景・趣旨

わが国は、世界に例のないスピードで高齢化が進み、平成19年には高齢化率が21.5%に達し、5人に1人が高齢者という、「前例のない高齢社会」を迎えています。

このように高齢化が急速に進展し、家族への負担の集中など高齢者介護が社会問題化する中で、介護が必要になっても、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、高齢者の介護を社会全体で支える介護保険制度が平成12年4月にスタートしました。

スタートから8年が経過し、サービスの提供基盤は急速に整備され、サービス利用者は着実に増加するなど、介護保険制度はわが国の高齢期を支える制度として定着してきています。

しかし、サービス利用者の増加に伴い費用も急速に増大しており、平成27年には、いわゆる団塊の世代が高齢者となり、高齢化が一層進展します。介護保険制度の持続性を維持しつつ、高齢者ができる限り要介護状態にならずにいきいきと暮らせること、また、要介護状態になってもできる限り悪化を防ぎ、自立した生活を送ることができるよう、介護予防の推進体制を確立することが大きな課題となっています。

また、平成18年には、医療制度改革の一環として、病院が高齢者介護の受け皿の一部となっている現状を是正し、利用者一人ひとりにふさわしい適切なサービスが提供されるよう、医療と介護の機能分担を明確にするため、一定の医療療養病床については、平成24年度までの間に介護保険施設等への転換を進めるとともに、介護療養型医療施設については、平成23年度末をもって廃止することとされました。

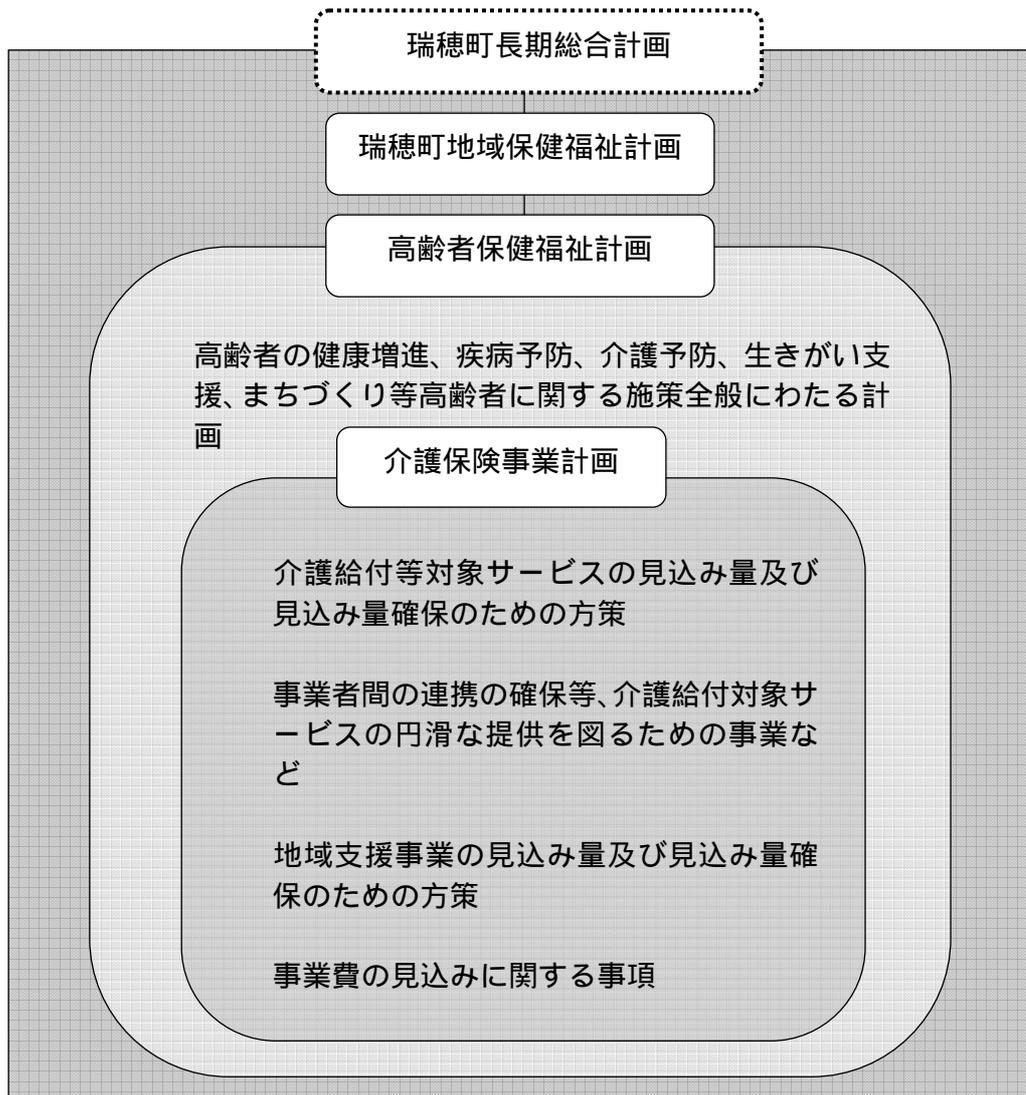
本町では、「ふれあい・ささえあい・やさしさのあるまち みずほ ~すべての人を包み込む福祉社会を旨として~」を基本理念として、第3期瑞穂町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定し、高齢者に関わる保健福祉の総合的な施策の推進と介護保険事業の円滑な運営に努めてきました。

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画は、老人福祉法第20条の8及び介護保険法第117条の規定に基づき策定する計画です。第4期となる本計画は、平成18年度からの第3期計画の基本理念を引き継ぎ、人口の高齢化に伴う諸問題や制度改正を踏まえて、高齢者が尊厳をもって暮らすことを確保するため、介護保険制度をはじめとする高齢者施策のあり方を示すものです。

2 計画の位置づけ

本計画は直接の上位計画となる「東京都高齢者保健福祉計画」など、東京都の計画を踏まえるとともに、本町の基本計画である「瑞穂町長期総合計画」や上位計画の「瑞穂町地域保健福祉計画」との整合性を図るものです。

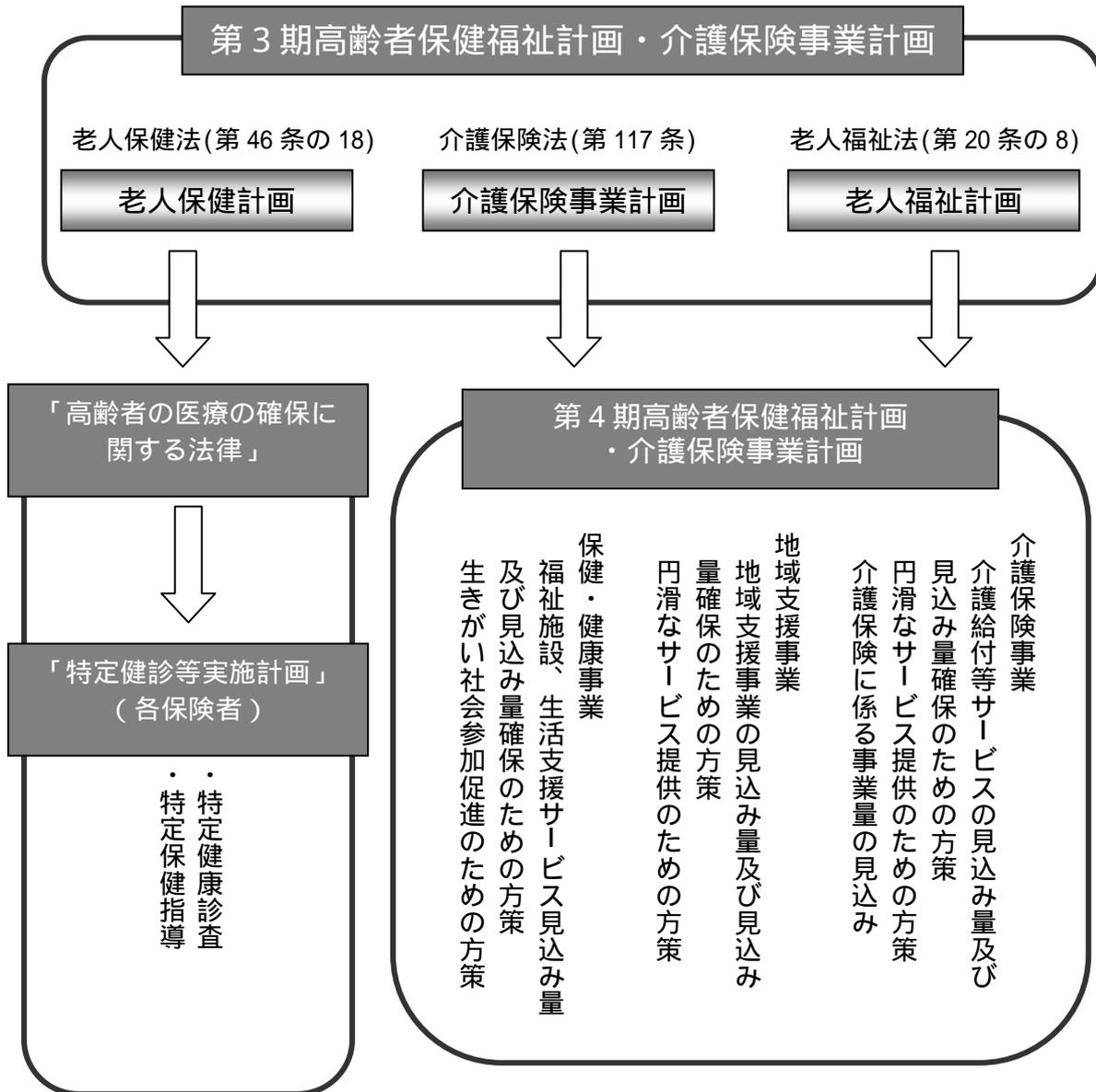
計画の位置づけ



3 計画の基本的な考え方

第3期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画は、高齢者に対する介護予防、生活支援、生きがい対策、健康保持等の福祉・保健サービス、特定健康診査等の保健事業など、高齢者全般にわたる総合的な計画として策定されました。

本計画は、高齢者を取り巻く保健・医療等社会状況に対応するべく「高齢者の医療の確保に関する法律（*）」が施行されたことも踏まえ、見直しを図るものです。



*) 高齢者の医療の確保に関する法律：国民の高齢期における適切な医療の確保を図るため、医療費の適正化を推進するための計画の作成及び保険者による健康診査等の実施に関する措置を講ずるとともに、高齢者の医療について、国民の共同連帯の理念等に基づき、前期高齢者に係る保険者間の費用負担の調整、後期高齢者に対する適切な医療の給付等を行うために必要な制度を設け、国民保健の向上及び高齢者の福祉の増進を図ることを目的として制定された法律です。2007年3月31日まで題名が「老人保健法」でしたが、後期高齢者医療制度の発足にあわせ2008年4月1日に現在の題名に変更されました。なお、この改正により、従来、策定が義務付けられていた市町村老人保健計画の規定が削除されました。

4 計画策定体制

本計画の策定にあたっては、庁内関係各課はもとより、関係各機関との連携も図り、検討を行っています。

また、町民代表と福祉・保健・医療の各分野の専門家や学識経験者からなる「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画専門分科会」を設置して、広く意見収集を図るとともに、それぞれの視点から計画の内容を審議していただき、計画策定しています。

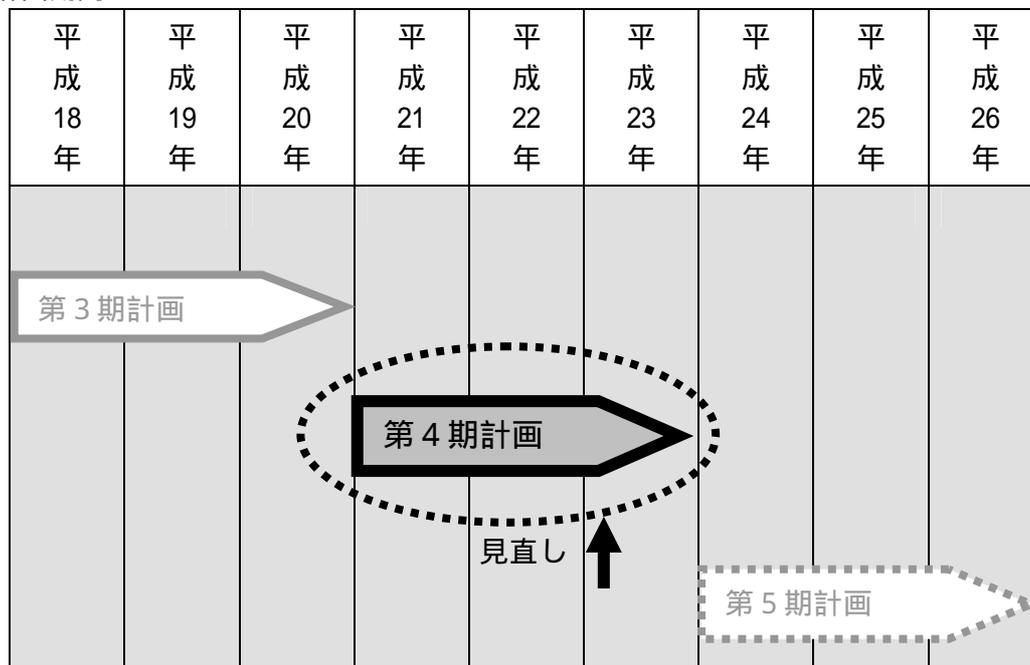
5 計画の期間と進行管理

(1) 計画の期間

本計画は、平成21年度を初年度とし、平成23年度を目標年度とする3年間を対象期間とする計画とします。

また、この計画は、社会情勢の急速な変化の中で、効果的に実現するよう、計画の現状・成果をフィードバックしていくとともに、3年ごとに計画の内容を見直していきます。このため、次期計画への見直しは平成23年度に行い、平成24年度から平成26年度までの計画を策定します。

計画期間



(2) 計画の進行管理

毎年の実績についての点検・評価など、計画の進行状況を常時的確に把握できる体制を整備し、計画期間の年度ごとに計画数値について、その到達状況などの進行を管理し、計画の着実な推進のために、計画執行状況の点検、評価と課題などの状況について明らかにします。

第2章 高齢者人口等の現状と推計

第2章 高齢者人口等の現状と推計

1 人口及び世帯の状況

(1) 高齢者数の推移

総人口はほぼ横ばいに推移していますが、高齢者人口(65歳以上)は毎年200~300人前後増加しており、高齢化率も平成16年には15.1%だったものが、平成20年には18.5%まで上昇しています。

高齢者数の推移

(単位：人)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
総人口	33,991	33,899	33,899	33,970	33,844
0-14歳(年少人口)	5,222	5,173	5,118	5,071	4,964
15-64歳(生産年齢人口)	23,624	23,362	23,099	22,935	22,625
65歳以上(高齢者人口)	5,145	5,364	5,682	5,964	6,255
高齢化率	15.1%	15.8%	16.8%	17.6%	18.5%

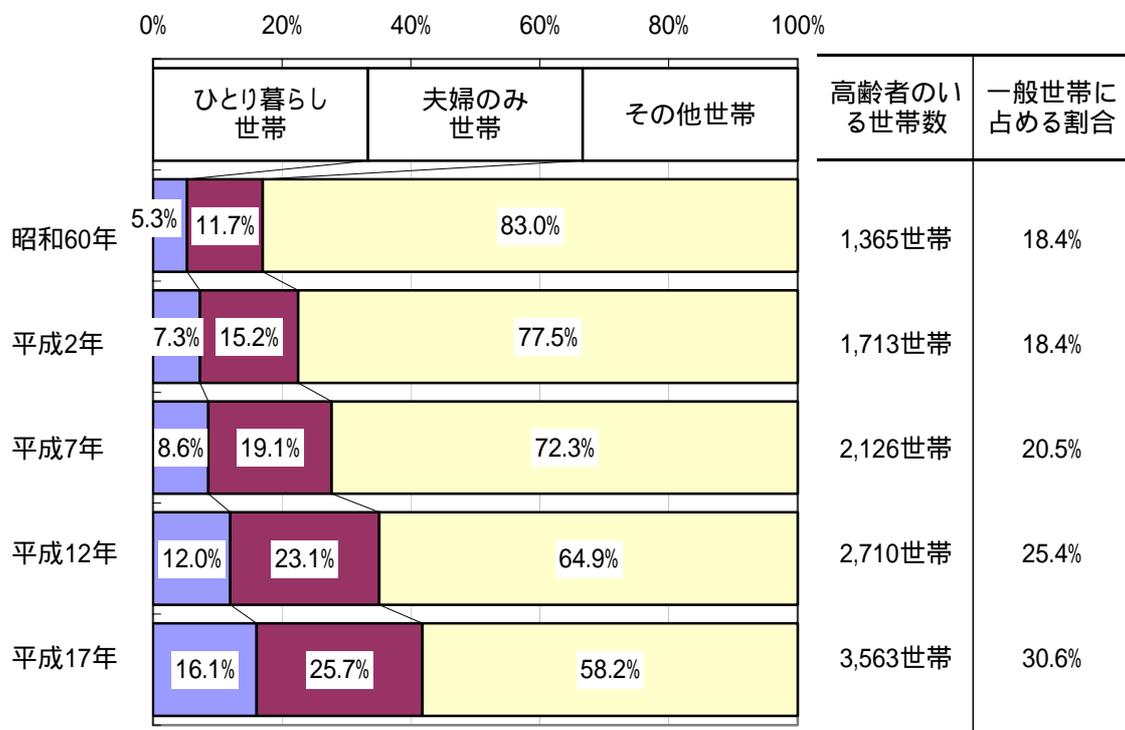
資料：住民基本台帳(各年4月1日現在)

(2) 高齢者世帯の推移

平成17年の本町の高齢者（65歳以上）のいる世帯は、3,563世帯で、一般世帯の30.6%を占めています。この割合は、高齢化の進行にともない増加し続けています。

また、高齢者のいる世帯のうち、ひとり暮らしの高齢者世帯は16.1%、夫婦のみの高齢者世帯は25.7%を占めています。これらをあわせると41.8%となり、親族その他同居人のない世帯が、高齢者のいる世帯のうちの4割を占めています。

これらの割合は、今後、親族や同居人がいない高齢者世帯の割合が徐々に高くなり、家族による介護力が弱まっていくことが考えられるため、社会全体で介護を支える環境づくりが重要になってきます。



資料：国勢調査

2 要支援・要介護者の状況

平成18年度の認定者数は727人であり、平成19年度は761人と34人の増加となっています。第3期の計画値と実績を比較すると、要介護1と要介護3の人数に大きな乖離がみられます。

要介護（要支援）認定者数の計画値と実績値の比較 (単位：人)

	平成18年度			平成19年度		
	計画値	実績値	計画比	計画値	実績値	計画比
要支援1	102	79	77.5%	104	101	97.1%
要支援2	116	74	63.8%	119	115	96.6%
要介護1	78	134	171.8%	79	94	119.0%
要介護2	142	130	91.5%	144	122	84.7%
要介護3	96	120	125.0%	98	136	138.8%
要介護4	122	104	85.2%	124	104	83.9%
要介護5	126	86	68.3%	128	89	69.5%
合計	782	727	93.0%	796	761	95.6%

実績値は、各年度10月末時点の数値（第2号被保険者含む）

3 高齢者人口等の推計

(1) 高齢者人口の推計

瑞穂町の総人口は、平成21年度の33,755人から減少傾向で推移し、平成26年度では33,131人と推計されます。一方、65歳以上人口は、平成21年度の6,524人から平成26年度の7,796人へと1,272人増加し、高齢化率も4.2%上昇して23.5%となると推計されます。前期高齢者、後期高齢者ともに増加し、平成26年度の後期高齢者比率は9.6%となる見込みです。

なお、これらの人口推計は、平成16年から平成20年4月の住民基本台帳を用いたコーホート要因法により行いました。コーホートとは、同年に出生した集団のことをいい、コーホート要因法とは、性別・年齢別生残率、性別・年齢別移動率、母親の年齢階級別出生率、出生児の男女比などを用いて将来の人口予測を計算する方法です。

高齢者等人口の推移

(単位：人)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
総人口	33,755	33,666	33,554	33,428	33,275	33,131
65 歳以上人口数 (高齢化率)	6,524 (19.3%)	6,743 (20.0%)	6,865 (20.5%)	7,087 (21.2%)	7,457 (22.4%)	7,796 (23.5%)
65～74 歳 前期高齢者計	3,917	4,023	4,023	4,121	4,376	4,606
構成比	11.6%	11.9%	12.0%	12.3%	13.2%	13.9%
75 歳以上 後期高齢者計	2,607	2,720	2,842	2,966	3,081	3,190
構成比	7.7%	8.1%	8.5%	8.9%	9.3%	9.6%
40～64 歳	11,648	11,682	11,827	11,856	11,686	11,562
構成比	34.5%	34.7%	35.2%	35.5%	35.1%	34.9%

(2) 要支援・要介護認定者数の推計

本計画では、介護予防事業の予防効果については事業開始3年のため、「要支援・要介護状態に陥るおそれのある高齢者」の予防効果と要支援・要介護の出現率との関係が明らかにされていない状況にあることから、これまでの認定率の動向を勘案し、今後の要支援・要介護認定者数を見込みます。

本計画期間の要支援・要介護認定者数は、平成21年度は800人、平成22年度は840人、平成23年度は883人と見込んでいます。

要支援・要介護認定者数の推計

(単位：人)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
第 1 号被保険者	746	786	829	874	914	959
要支援 1	101	106	112	118	124	130
要支援 2	105	111	117	124	129	135
要介護 1	94	99	104	110	115	121
要介護 2	121	127	135	142	149	157
要介護 3	130	137	144	151	158	165
要介護 4	107	113	119	125	131	138
要介護 5	88	93	98	104	108	113
認定率	11.9%	12.1%	12.4%	12.6%	12.5%	12.5%
第 2 号被保険者	54	54	54	54	54	51
要支援 1	6	6	6	6	6	6
要支援 2	12	12	12	12	12	12
要介護 1	6	6	6	6	6	5
要介護 2	6	6	6	6	6	6
要介護 3	12	12	12	12	12	12
要介護 4	6	6	6	6	6	5
要介護 5	6	6	6	6	6	5
認定率	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.4%
要支援・要介護 認定者合計	800	840	883	928	968	1,010

(3) 施設介護サービス・介護専用居住系サービスの利用者数の推計

介護保険3施設(介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設)と介護専用居住系サービス(認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護)の利用者数は、平成21年度の249人から平成23年度には267人に増加と推計されます。

介護給付対象者(要介護2～5)に対する施設・介護専用居住系サービスの利用者の割合は、平成21年度が52.3%で、居宅介護サービスの充実等により、平成26年度には36.9%になるものと見込みます。これは、国が示した参酌標準である「37%以下」を達成しています。

また、介護保険3施設利用者に占める重度者(要介護4～5)の割合は、平成21年度が54.8%で、重度者の積極的な受け入れにより、平成26年度には70.6%になるものと見込みます。これは、国が示した参酌標準である「70%以上」を達成しています。

施設介護サービス・介護専用居住系サービスの利用者数の推計 (単位:人)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
介護保険施設利用者数	239	247	256	234	223	211
うち要介護4・5	131	142	154	149	149	149
介護専用居住系サービス利用者数	10	10	11	11	11	11
施設・介護専用居住系サービス利用者数	249	257	267	245	234	222
要介護2～5の要介護者数に対する施設・介護専用居住系サービス利用者数の割合	52.3%	51.4%	50.8%	44.4%	40.6%	36.9%
施設利用者に占める要介護4・5の割合	54.8%	57.5%	60.2%	63.7%	66.8%	70.6%

(4) 標準的居宅介護サービス等利用者数の推計

介護専用居住系サービスを除く標準的居宅介護サービスの利用者数は、平成21年度の390人から平成23年度には441人へと増加するものと推計されます。

標準的居宅介護サービス等利用者数の推計 (単位：人)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
要支援 1	58	61	64
要支援 2	83	88	92
要介護 1	67	72	77
要介護 2	85	95	107
要介護 3	54	55	57
要介護 4	27	29	28
要介護 5	16	15	16
要支援者総数	141	149	156
要介護者総数	249	266	285
総数	390	415	441

第3章 高齡者等生活実態調査結果

第3章 高齢者等生活実態調査結果

1 調査の概要

この調査は、本計画を策定し、長期的な視野に立った福祉サービスを提供できるようにするための意見・要望などを把握することを目的として実施したものです。

調査の設計及び回収結果は以下の通りです。

	介護サービス利用者	施設サービス利用者	一般高齢者(65歳以上)	サービス提供事業者
サンプル数(配付数)	540	210	2,000	20
回収数	341	91	1,586	18
回収率	63.1%	43.3%	79.3%	90.0%
抽出方法	全数		無作為抽出	全数
調査実施時期	平成20年1月中旬～下旬			
調査方法	郵送調査法			

2 調査結果からみた課題

(1) 在宅介護サービスの充実

介護形態として、“在宅”での介護を希望する方が多くなっています。在宅サービスのより一層の充実を図っていくことが求められます。

介護サービス利用者	<ul style="list-style-type: none"> ・今後、介護が必要な状態になった場合、「在宅で、介護保険サービスと家族の介護を組み合わせたい」が33%と最も多く、これに「在宅で、介護保険サービスを受けながら生活したい」(18%)と「在宅で、家族などの介護を中心に生活したい」(5%)を合わせると56%が“在宅”での介護を希望しています。 ・介護者も、「介護保険の在宅サービスを活用しながら、家庭などで世話をする」が60%を占め、最も多くなっています。
一般高齢者(65歳以上)	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の希望する介護形態については、「在宅で介護保険サービスと家族の介護を組み合わせたい」(21%)と「在宅で、介護保険サービスを受けながら生活したい」(19%)が20%前後と最も多く、この両者を合わせた40%が“在宅で介護保険サービスを受けたい”としています。

(2) 健康の維持増進の充実

これからの暮らしの心配事として自分の健康や家族の健康をあげる人が多くなっており、健康づくり事業の充実が求められます。

介護サービス利用者	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の悩みや心配事としては、「健康について不安を抱えている」が56%と半数以上を占めています。
一般高齢者(65歳以上)	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、病気やケガなどによる受診状況を見ると、「受けている」が58%と半数以上を占めています。受けている人の受診内容を見ると、「高血圧」が57%と群を抜いて多くなっています。 ・現在の悩みや心配ごとについては、「健康について不安を抱えている」(33%)が最も多くなっています。 ・現在、健康で気になることは「運動不足」が41%と最も多く、ついで「肥満」(19%)が続いています。 ・健康維持・増進について知りたい情報は「がんや高血圧などの病気にならないための日常生活上の工夫について」が17%で最も多くなっています。

(3) かかりつけ歯科医師の必要性の訴求

口腔ケアの重要性が言われているところから、かかりつけ歯科医師の必要性についての啓発及び周知を図っていくことが求められます。

一般高齢者(65歳以上)	<ul style="list-style-type: none"> ・「かかりつけ医」については76%が「いる」としていますが、「かかりつけ歯科医」については54%にとどまっています。
--------------	--

(4) 就労支援の充実

高齢になっても就労を希望する人が多くなっています。高齢者の就労支援の充実が求められます。

一般高齢者(65歳以上)	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の就労状況と今後の就労意向をみると、現在働いている人は35%で、その大半の人が「今後も働きつづけたい」(17%)、「今後は健康等を考慮しながら働きたい」(15%)としています。「現在働いていないが、今後は働きたい」とする人も8%います。
--------------	---

(5) 生活支援サービスの周知

高齢者等生活支援サービスについては、更なる周知を図っていく必要があります。

一般高齢者(65歳以上)	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等生活支援サービスの認知状況をみると、「生きがい対応型デイサービス」と「高齢者生活支援ヘルパー」の2つのサービスの認知率は50%台となっていますが、「配食サービス」「養護老人ホーム」「日常生活用具給付」「おむつ給付」「家具転倒防止器具取付」「自立支援住宅改修」は30%台にとどまっています。
--------------	---

(6) 介護保険制度の内容理解度のさらなる向上

介護保険制度の内容についてまだ十分な認知や理解が図られていない状況にあります。今後さらなる制度の内容理解について周知を図る必要があります。

介護サービス利用者	<ul style="list-style-type: none"> ・介護にかかわる施策要望として、「介護保険におけるわかりやすい認定のしくみ」が42%と多くなっています。また、「介護保険制度のしくみや利用方法についての情報」(24%)をあげる人も4人に1人の割合でいます。
一般高齢者(65歳以上)	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険の制度・しくみに関する認知状況をみると、「介護保険サービスを利用するには、要介護認定(要支援認定)を受ける必要があること」(57%)、「介護保険制度の財源は、40歳以上の皆さんからの保険料と国・都・町の負担金で構成されていること」(56%)が50%台にとどまっています。 ・平成18年4月に改正された介護保険制度の認知状況については、「これまで要介護1の状態であった方は、改善可能性等をふまえて、「要介護1」と「要支援2」に分けられた」(15%)、「施設サービスの居住費や食費は利用者の負担となった」(14%)、「症状の軽い方(要支援1、要支援2)を対象とする介護予防サービス(予防給付)が確立された」(11%)が10%台と低くなっています。 ・介護にかかわる施策要望として、「介護保険におけるわかりやすい認定のしくみ」(48%)が最も多くなっています。また、「介護保険制度のしくみや利用方法についての情報」(28%)をあげる人も3割近くいます。

(7) 介護予防サービスの周知度の向上

介護予防サービスについても、より一層の周知を図っていく必要があります。

介護サービス利用者	<ul style="list-style-type: none"> ・要支援1、要支援2の人の介護予防サービスの認知状況をみると、「運動器の機能訓練向上」と「アクティビティ(集団的に行われるレクリエーションや創作活動など)」のサービスの認知率は50%を超えていますが、「栄養改善」と「口腔機能向上」のサービスについては30%台にとどまっています。
-----------	---

(8) 介護者支援の充実

介護をするための負担感や悩みがあるとする人が多くなっていることから、介護者支援の充実が求められます。

介護サービス利用者	<ul style="list-style-type: none"> ・主な介護者の年齢は、「75歳以上」(28%)、「65～74歳」(19%)などの高齢者が介護している割合が約半数を占め、介護者の健康状態についても「健康である」は40%にとどまり、「健康状態はよくない」は26%、「どちらともいえない」は28%となっています。 ・主な介護者が介護を行う上で困っていることは、「心身の負担が大きい」が49%と最も多く、ついで「介護を交替する人がいない」(34%)、「経済的負担が大きい」(24%)が続いています。 ・介護にかかわる施策要望をみると、「家族の介護負担を軽減するためのしくみや事業の充実」(47%)が最も多くなっています。
一般高齢者(65歳以上)	<ul style="list-style-type: none"> ・介護にかかわる施策要望をみると、「家族の介護負担を軽減するためのしくみや事業の充実」をあげる人が32%みられます。

(9) 低所得者対策の充実

保険料設定については、低所得者の負担軽減に配慮を求める人が少なくありません。

介護サービス利用者	<ul style="list-style-type: none"> ・介護にかかわる施策要望として、「低所得者の負担軽減に配慮した保険料設定の検討」をあげる人が30%を占めています。
一般高齢者(65歳以上)	<ul style="list-style-type: none"> ・介護にかかわる施策要望として、「低所得者の負担軽減に配慮した保険料設定の検討」をあげる人が30%を占めています。

第4章 計画の基本理念

第4章 計画の基本理念

1 基本理念

「瑞穂町地域保健福祉計画」では、地域で暮らしている人は誰もが社会を構成する一員として平等であり、お互いの人権を尊重し合うとともに、地域で様々な課題を有し、困難な状況に陥っている人たちの存在をしっかりと認識し、同じ社会の構成員として包み込み支え合っていく(ソーシャル・インクルージョン)という考え方と実践が求められているとの認識に立って、

ふれあい・ささえあい・やさしさのあるまち みずほ
～すべての人を包み込む福祉社会を目ざして～

を基本理念として掲げ、施策の展開を図っていくことが謳われています。

本計画においては、上位計画である「瑞穂町地域保健福祉計画」の基本理念を継承するとともに、第3期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の3つの目ざすべき高齢社会像を引き継ぎ、各種の施策を展開していきます。

<目ざすべき高齢社会像>

だれもが自立して生活できる高齢社会

だれもが生き生きと暮らせる高齢社会

だれもが安心して生活できる高齢社会

だれもが自立して生活できる高齢社会

多少の障害があっても、できる限り自立した自由な生活を送りたいというのはすべての町民の願いと言えます。こうした願いを実現していくためには、一人ひとりの高齢者に適した、質の高いサービスが提供される必要があります。

特にサービスの提供にあたっては、常に高齢者本人の立場に立ち、自立を支援することを目的としていくことが不可欠となります。

だれもが生き生きと暮らせる高齢社会

生き生きとした生活を実現していくためには、就労や余暇、地域活動の中で自分の役割を果たしながら、自分らしさを実感していくことが大切です。こうした活動を行っていくためにも、心身の健康を維持していく必要があります。

したがって、就労や余暇活動などに関する町民のニーズに対応した場や機会が確保され、同時に一人ひとりが日々の健康に留意するとともに、必要に応じて健康に関する情報や相談を受けることができる体制づくりが必要です。

だれもが安心して生活できる高齢社会

災害、事故、病気といったものは、一見、日常生活とは無縁なものと思われがちですが、こうしたことがいったん起これば、それまでの平穏な暮らしに多大な影響をあたえることとなります。こうした日常生活の陰にかくれた不安に対しては、日頃からの準備が必要となります。

地域が互いに助け合う体制を備えたり、たとえ災害にあったり病気になっても、生活への影響を最小限に食い止めることのできる体制(コミュニティ・ネットワーク)づくりが必要です。

2 基本目標

要介護状態となることの予防の推進を図る

高齢者数の増加、高齢者の生活様式や価値観の多様化に対応していくために、要介護状態になる前から要支援・要介護に至るまでの高齢者に対して、連続的に一貫性をもったマネジメントに基づく介護予防を実施し、要介護状態の発生やその悪化を予防するとともに、生活機能の維持・向上を図ります。

包括的・継続的なケアマネジメントを地域において確立する

高齢者が住み慣れた地域で最後まで暮らすことができるように、医療と介護の連携、支援困難事例への対応などを強化し、多くの人との連携のもと、介護サービスも含めた地域における様々なサービスや資源を活用しながら継続的にフォローアップしていく体制を確立します。

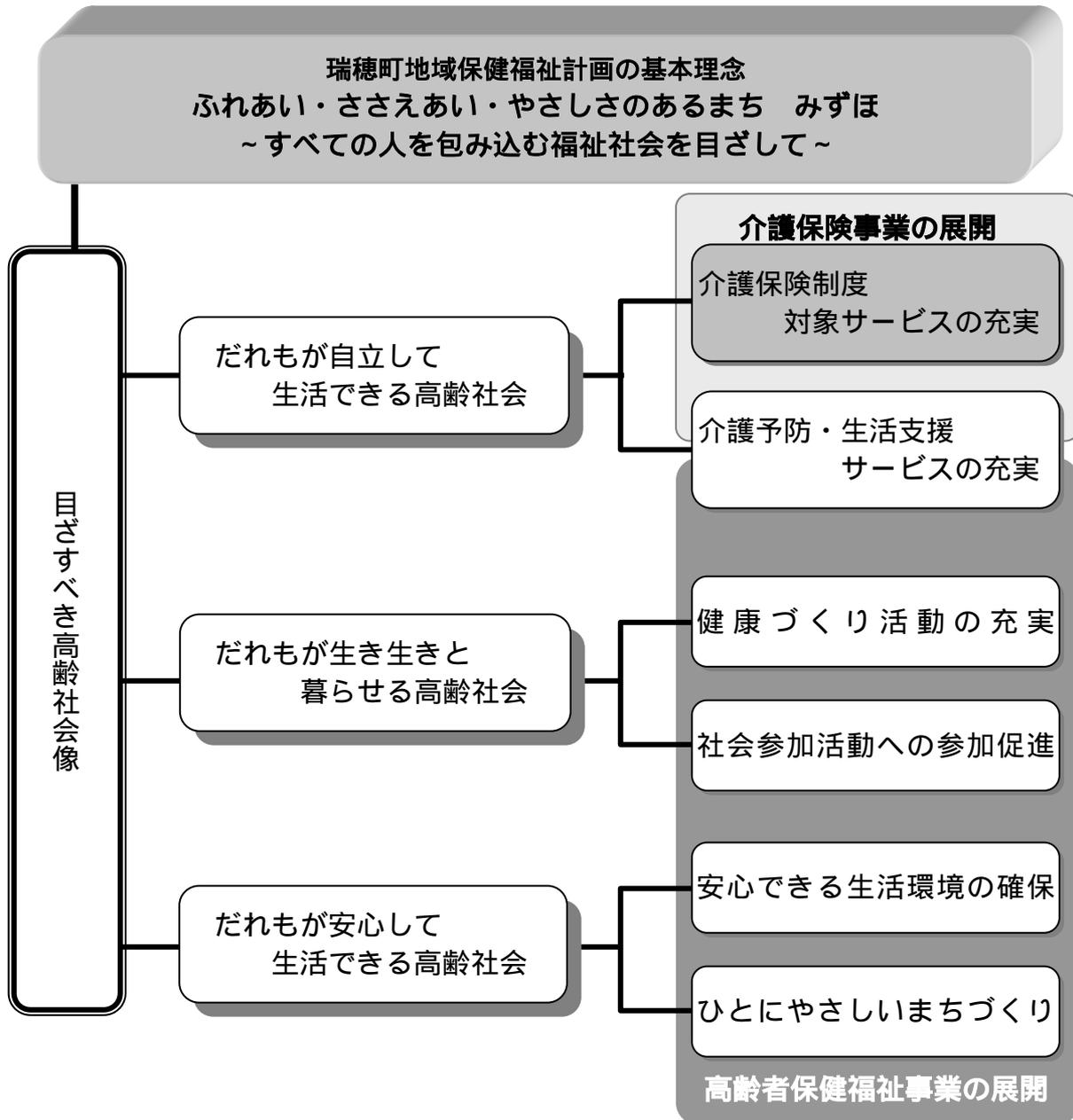
高齢者が地域で安心して暮らすことができるような体制の整備を図る

地域支援事業として、高齢者の生活状況を把握できる体制の整備や、要支援・要介護状態となっても、一貫性・継続性をもった介護予防・介護サービスを利用することができ、様々な保健福祉サービス、生活支援サービスを組み合わせて、できるだけこれまでの生活を継続できる体制の整備を図ります。

「高齢者の尊厳を支えるケア」を確立する

環境の変化を受けやすい認知症高齢者を含む高齢者が、要介護状態となっても、できるだけ住み慣れた地域での生活を継続することができるように、地域密着型のサービスの提供や在宅と施設の連携を図り、地域における継続的な支援体制の整備を図ります。また、施設に入所した場合にも、在宅での生活に近いものとなるように、高齢者の意志、自己決定に最大限の尊重を払います。

3 施策の体系



第5章 施策の方向性

第5章 施策の方向性

1 介護保険事業の展開

(1) 介護給付サービス（要介護者を対象）

1) 居宅サービス

訪問介護

<概要>

要介護者を対象に、ホームヘルパー（訪問介護員）が家庭を訪問し、身体介護や生活支援等を行うサービスです。

<第3期計画値と実績値の比較>

	計画値(a)		実績値(b)		b/a(%)	
	平成18年度	平成19年度	平成18年度	平成19年度	平成18年度	平成19年度
年間延べサービス供給量(回)	23,804	24,321	21,036	17,244	88.4	70.9
年間延べ利用者数(人)	1,180	1,204	1,116	1,020	94.6	84.7

<本計画の目標>

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
年間延べサービス供給量(回)	15,919	16,093	16,812
年間延べ利用者数(人)	953	1,021	1,091

<今後の取り組み>

サービス利用者の伸びに対応したサービス量を見込み、提供体制の確保に努めます。

訪問入浴介護

<概要>

要介護者の家庭を、移動入浴車が訪問し、入浴の介護を行うサービスです。

<第3期計画値と実績値の比較>

	計画値(a)		実績値(b)		b/a(%)	
	平成18年度	平成19年度	平成18年度	平成19年度	平成18年度	平成19年度
年間延べサービス供給量(回)	586	618	684	768	116.7	124.3
年間延べ利用者数(人)	133	140	156	180	117.3	128.6

<本計画の目標>

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
年間延べサービス供給量(回)	516	449	449
年間延べ利用者数(人)	138	136	136

<今後の取り組み>

平成20年度の利用実績が減少しているため、本計画の利用見込みはやや少なくなる
と想定していますが、サービス利用者のニーズに対応できる提供体制の確保に努めます。

訪問看護

<概要>

看護師等が要介護者の家庭を訪問し、療養上の世話又は必要な診療補助を行うサービスです。

<第3期計画値と実績値の比較>

	計画値(a)		実績値(b)		b/a(%)	
	平成18年度	平成19年度	平成18年度	平成19年度	平成18年度	平成19年度
年間延べサービス供給量(回)	2,212	2,457	1,440	1,728	65.1	70.3
年間延べ利用者数(人)	433	435	324	360	74.8	82.8

<本計画の目標>

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
年間延べサービス供給量(回)	1,956	1,946	2,021
年間延べ利用者数(人)	427	440	453

<今後の取り組み>

在宅で要介護度が高く、医学的ケアを必要とする利用者の増加が予想されるため、ニ
ーズに対応できるサービス実施体制の確保に努めます。

訪問リハビリテーション

< 概要 >

心身機能の維持回復及び日常生活の自立支援等を目的に、要介護者の家庭において、必要なりハビリテーションを行うサービスです。

< 第3期計画値と実績値の比較 >

	計画値 (a)		実績値 (b)		b/a (%)	
	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
年間延べサービス供給量(日)	0	0	36	204	-	-
年間延べ利用者数(人)	0	0	12	60	-	-

< 本計画の目標 >

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
年間延べサービス供給量(日)	790	837	868
年間延べ利用者数(人)	245	253	261

< 今後の取り組み >

第3期計画では、実施の予定はありませんでしたが、平成18年よりサービス提供が行われ、利用者数もかなり増加しています。サービス利用者のニーズに対応できる提供体制の確保に努めます。

居宅療養管理指導

< 概要 >

要介護者に対し、病院や診療所の医師、歯科医師、看護師、薬剤師、管理栄養士等が、定期的に療養上の管理及び指導等を行うサービスです。

< 第3期計画値と実績値の比較 >

	計画値 (a)		実績値 (b)		b/a (%)	
	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
年間延べ利用者数(人)	338	352	389	426	115.1	121.0

< 本計画の目標 >

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
年間延べ利用者数(人)	627	658	691

< 今後の取り組み >

サービス利用者の伸びに対応したサービス量を見込み、提供体制の確保に努めます。

また、かかりつけ医の定着に努めるとともに、要介護者等の状態を把握し、適切なケアプランを作成するために、医師、歯科医師、看護師、薬剤師、ケアマネジャーとの連携強化に努めます。

通所介護

<概要>

要介護者に対し、心身機能の維持向上等による自立的な生活を支援することを目的とした生活指導や日常動作訓練、健康チェック、入浴・給食サービス等を行うサービスです。

<第3期計画値と実績値の比較>

	計画値(a)		実績値(b)		b/a(%)	
	平成18年度	平成19年度	平成18年度	平成19年度	平成18年度	平成19年度
年間延べサービス供給量(回)	12,186	12,059	13,188	12,456	108.2	103.3
年間延べ利用者数(人)	1,452	1,416	1,572	1,368	108.3	96.6

<本計画の目標>

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
年間延べサービス供給量(回)	15,399	16,654	17,778
年間延べ利用者数(人)	1,668	1,795	1,917

<今後の取り組み>

提供体制については、サービス利用者の伸びに対応したサービス量を見込むとともに、サービス内容の充実等、利用者のニーズに対応できるサービス実施体制の確保に努めます。

通所リハビリテーション

<概要>

心身機能の維持回復及び日常生活の自立支援等を目的に、要介護者が老人保健施設や病院等に通所し、必要なりハビリテーションを受けるサービスです。

<第3期計画値と実績値の比較>

	計画値(a)		実績値(b)		b/a(%)	
	平成18年度	平成19年度	平成18年度	平成19年度	平成18年度	平成19年度
年間延べサービス供給量(回)	4,373	4,497	6,624	6,624	151.5	147.3
年間延べ利用者数(人)	498	511	720	696	144.6	136.2

<本計画の目標>

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
年間延べサービス供給量(回)	8,164	8,794	9,379
年間延べ利用者数(人)	834	900	965

<今後の取り組み>

サービス利用者の伸びに対応したサービス量を見込み、提供体制の確保に努めるとともに、利用者のニーズに対応できる福祉やサービス内容の質の向上に努めます。

短期入所生活介護

<概要>

短期入所生活介護は、要介護者を対象として、介護者の疾病や出産、社会的行事、休養や旅行等の理由により一時的に介護が困難になった場合に、短期間特別養護老人ホーム等で介護するサービスです。

<第3期計画値と実績値の比較>

	計画値(a)		実績値(b)		b/a(%)	
	平成18年度	平成19年度	平成18年度	平成19年度	平成18年度	平成19年度
年間延べサービス供給量(日)	5,323	5,796	5,136	4,548	96.5	78.5
年間延べ利用者数(人)	586	626	600	540	102.4	86.3

<本計画の目標>

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
年間延べサービス供給量(日)	5,960	6,164	6,442
年間延べ利用者数(人)	714	753	791

<今後の取り組み>

サービス利用者の伸びに対応したサービス量を見込み、提供体制の確保に努めます。

短期入所療養介護

<概要>

短期入所療養介護は、要介護者が、老人保健施設や療養型医療施設に短期間入所し、看護や医学的管理下における介護、機能訓練、その他必要な医療等を受けるサービスです。

<第3期計画値と実績値の比較>

	計画値(a)		実績値(b)		b/a(%)	
	平成18年度	平成19年度	平成18年度	平成19年度	平成18年度	平成19年度
年間延べサービス供給量(日)	248	270	576	924	232.3	342.2
年間延べ利用者数(人)	48	51	72	96	150.0	188.2

<本計画の目標>

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
年間延べサービス供給量(日)	1,088	1,157	1,210
年間延べ利用者数(人)	109	117	124

<今後の取り組み>

サービス利用者の伸びに対応したサービス量を見込み、提供体制の確保に努めるとともに、短期入所生活介護との調整を図りながら、医学的ケアの需要に適切に対応できる体制の確保に努めます。

特定施設入居者生活介護

< 概要 >

介護保険法上の指定を受けた有料老人ホームやケアハウス等に入所している要介護者に対し、入浴・排泄・食事等の介護、日常生活上の援助、機能訓練等を行うサービスです。

< 第3期計画値と実績値の比較 >

	計画値(a)		実績値(b)		b/a(%)	
	平成18年度	平成19年度	平成18年度	平成19年度	平成18年度	平成19年度
年間延べ利用者数(人)	10	10	24	36	240.0	360.0

< 本計画の目標 >

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
年間延べ利用者数(人)	60	60	60

< 今後の取り組み >

要介護者を対象に、適正規模でのサービス提供体制の確保に努めます。

福祉用具貸与

< 概要 >

要介護者に対し、日常生活を支援する特殊寝台やエアーマット、車いす等を貸与するサービスです。

< 第3期計画値と実績値の比較 >

	計画値(a)		実績値(b)		b/a(%)	
	平成18年度	平成19年度	平成18年度	平成19年度	平成18年度	平成19年度
年間延べ利用者数(人)	1,457	1,471	1,428	1,236	98.0	84.0

< 本計画の目標 >

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
年間延べ利用者数(人)	1,466	1,548	1,633

< 今後の取り組み >

要介護者に適した福祉用具の提供、用具に関する相談に適切に対応できる体制の確保に努めます。

特定福祉用具販売

< 概要 >

福祉用具のうち、貸与になじまない入浴・排泄のための用具の購入費用を支給するサービスです。

< 第3期計画値と実績値の比較 >

	計画値(a)		実績値(b)		b/a(%)	
	平成18年度	平成19年度	平成18年度	平成19年度	平成18年度	平成19年度
年間延べ利用者数(人)	46	47	39	50	84.8	106.4

< 本計画の目標 >

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
年間延べ利用者数(人)	56	59	62

< 今後の取り組み >

要介護者を対象として、サービス利用者の伸びに対応したサービス量を見込み、提供体制の確保に努めます。

住宅改修

< 概要 >

要介護者が、手すりの取付や段差の解消等の住宅の改修を行うときに、改修費を給付するサービスです。

< 第3期計画値と実績値の比較 >

	計画値(a)		実績値(b)		b/a(%)	
	平成18年度	平成19年度	平成18年度	平成19年度	平成18年度	平成19年度
年間延べ利用者数(人)	50	51	34	30	68.0	58.8

< 本計画の目標 >

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
年間延べ利用者数(人)	40	43	47

< 今後の取り組み >

サービスの利用者の利便性の向上を図るため、手続の簡素化などに努めます。

居宅介護支援

< 概要 >

居宅介護支援は、在宅サービスを適切に利用できるように、要介護者の心身の状況・環境・本人や家族の希望等を受けて、利用するサービスの種類・内容等を決めて介護サービス計画（ケアプラン）を作成するとともに、サービス提供確保のため事業者等との連絡調整、利用実績の管理、施設への紹介等を行うサービスです。

< 第3期計画値と実績値の比較 >

	計画値 (a)		実績値 (b)		b/a (%)	
	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
年間延べ利用者数(人)	2,925	2,963	3,324	2,952	113.6	99.6

< 本計画の目標 >

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
年間延べ利用者数(人)	3,323	3,554	3,786

< 今後の取り組み >

これまで以上に、サービス利用者に適した総合的なサービスの提供を行います。また、ケアマネジャーに対し定期的な研修を実施して質的向上を図るとともに、社会福祉法人、医療機関、民間事業者など多様な主体によるケアマネジャーの確保に努めます。

2) 施設サービス(介護給付)

介護老人福祉施設

< 概要 >

常時介護を必要とする要介護者の生活の場として、介護や食事・入浴等の日常生活上の支援が行われる施設です。

< 第3期計画値と実績値の比較 >

	計画値(a)		実績値(b)		b/a(%)	
	平成18年度	平成19年度	平成18年度	平成19年度	平成18年度	平成19年度
年間延べ利用者数(人)	1,550	1,594	1,644	1,620	106.1	101.6

< 本計画の目標 >

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
年間延べ利用者数(人)	1,704	1,740	1,788

< 今後の取り組み >

提供体制については、広域的視点からの必要な基盤整備が行われるよう、都の老人保健福祉圏域内で関係機関との調整を図ります。

介護老人保健施設

< 概要 >

在宅への復帰を目標として要介護高齢者を対象に、リハビリテーションや介護・看護を中心とした医療ケアと日常生活の支援を行う施設です。

< 第3期計画値と実績値の比較 >

	計画値(a)		実績値(b)		b/a(%)	
	平成18年度	平成19年度	平成18年度	平成19年度	平成18年度	平成19年度
年間延べ利用者数(人)	557	568	612	648	109.9	114.1

< 本計画の目標 >

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
年間延べ利用者数(人)	828	888	948

< 今後の取り組み >

広域的視点からの必要な基盤整備が行われるように、都の老人保健福祉圏域内での関係機関との調整によって、サービス提供体制の確保に努めます。

介護療養型医療施設

<概要>

療養型病床群や老人性認知症疾患療養病棟の長期にわたる療養に対応できる介護体制が整えられた医療施設です。

<第3期計画値と実績値の比較>

	計画値(a)		実績値(b)		b/a(%)	
	平成18年度	平成19年度	平成18年度	平成19年度	平成18年度	平成19年度
年間延べ利用者数(人)	324	335	336	324	103.7	96.7

<本計画の目標>

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
年間延べ利用者数(人)	336	336	336

<今後の取り組み>

平成23年度末をもって廃止されることから、入所者の施設サービスや在宅サービス利用へのスムーズな移行が行えるよう、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所と連携しながら、いわゆる介護難民が発生しないよう努めます。

(2) 介護予防給付サービス（要支援者を対象）

介護予防訪問介護

<概要>

要支援者を対象に、利用者が主体的に行う調理・洗濯等に対する支援を訪問介護員が居宅で行うサービスです。

<第3期計画値と実績値の比較>

	計画値(a)		実績値(b)		b/a(%)	
	平成18年度	平成19年度	平成18年度	平成19年度	平成18年度	平成19年度
年間延べ利用者数(人)	748	763	360	420	48.1	55.0

<本計画の目標>

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
年間延べ利用者数(人)	379	399	420

<今後の取り組み>

要支援から要介護状態への移行を抑止するために、効果的なサービス提供と、提供体制の確保に努めていきます。

介護予防訪問入浴介護

<概要>

要支援者を対象に、介護予防を目的として利用者の入浴に対する支援を居宅で行うサービスです。

<本計画の目標>

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
年間延べサービス供給量(回)	92	97	102
年間延べ利用者数(人)	23	24	25

<今後の取り組み>

平成20年度よりサービス提供が開始されています。介護予防の観点からサービス内容の充実と効果的なサービス提供に努め、利用者ニーズに対応できるサービス実施体制の確保に取り組みます。

介護予防訪問看護

<概要>

要支援者を対象に、基礎疾患を抱えつつ廃用症候群(生活不活発病)対策を行います。利用者の基礎疾患の管理を居宅で行うサービスです。

<第3期計画値と実績値の比較>

	計画値(a)		実績値(b)		b/a(%)	
	平成18年度	平成19年度	平成18年度	平成19年度	平成18年度	平成19年度
年間延べサービス供給量(回)	607	620	240	336	39.5	54.2
年間延べ利用者数(人)	139	142	60	84	43.2	59.2

<本計画の目標>

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
年間延べサービス供給量(回)	566	601	633
年間延べ利用者数(人)	143	150	158

<今後の取り組み>

廃用症候群(生活不活発病)対策に効果的なサービス内容を検討し、適切なサービス提供に努めるとともに、提供体制の確保を図り、要支援から要介護状態への移行を抑止していきます。

介護予防訪問リハビリテーション

<概要>

要支援者を対象に、日常生活を想定して運動療法や作業習慣のレベルアップ等を中心としたリハビリテーションを短期集中的に居宅で行うサービスです。

<第3期計画値と実績値の比較>

	計画値(a)		実績値(b)		b/a(%)	
	平成18年度	平成19年度	平成18年度	平成19年度	平成18年度	平成19年度
年間延べサービス供給量(日)	0	0	0	60	-	-
年間延べ利用者数(人)	0	0	0	12	-	-

<本計画の目標>

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
年間延べサービス供給量(日)	40	42	44
年間延べ利用者数(人)	8	8	9

<今後の取り組み>

第3期計画では、実施の予定はありませんでしたが、平成19年よりサービス提供が行われています。今後のサービス提供基盤の整備状況を踏まえ、利用者のニーズに対応できるよう提供体制の確保に努めます。

介護予防居宅療養管理指導

<概要>

要支援者を対象に、日常生活を想定して利用者の生活機能を向上させるための療養指導、栄養指導、口腔清掃等を居宅で行うサービスです。

<第3期計画値と実績値の比較>

	計画値(a)		実績値(b)		b/a(%)	
	平成18年度	平成19年度	平成18年度	平成19年度	平成18年度	平成19年度
年間延べ利用者数(人)	107	109	0	0	0.0	0.0

<本計画の目標>

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
年間延べ利用者数(人)	132	139	146

<今後の取り組み>

平成20年より利用が増加しており、介護予防の観点から、療養指導、栄養指導、口腔清掃等の内容の充実を図るとともに、病院、診療所等の医師や歯科医師、薬剤師とケアマネジャーとの情報共有の推進などの連携強化に努め、効果的なサービス提供に努めます。

介護予防通所介護

<概要>

要支援者を対象に、日常生活を想定して筋力向上トレーニングや転倒予防のための指導等の機能訓練を短期集中的に通所施設で行うサービスです。

<第3期計画値と実績値の比較>

	計画値(a)		実績値(b)		b/a(%)	
	平成18年度	平成19年度	平成18年度	平成19年度	平成18年度	平成19年度
年間延べ利用者数(人)	601	613	432	792	71.9	129.2

<本計画の目標>

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
年間延べ利用者数(人)	788	831	875

<今後の取り組み>

要支援から要介護状態への移行を抑止するために、効果的なサービス内容を検討し、適切なサービス提供に努めるとともに、利用者ニーズに対応した提供体制の確保を図ります。

介護予防通所リハビリテーション

<概要>

要支援者を対象に、日常生活を想定して運動療法や作業習慣のレベルアップ等を中心としたリハビリテーションを短期集中的に施設で行うサービスです。

<第3期計画値と実績値の比較>

	計画値(a)		実績値(b)		b/a(%)	
	平成18年度	平成19年度	平成18年度	平成19年度	平成18年度	平成19年度
年間延べ利用者数(人)	338	345	288	420	85.2	121.7

<本計画の目標>

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
年間延べ利用者数(人)	426	449	473

<今後の取り組み>

要支援から要介護状態への移行を抑止するために、効果的なサービス内容を検討し、適切なサービス提供に努めるとともに、利用者のニーズに対応できる施設やサービス内容の質の向上など、提供体制の確保を図ります。

介護予防短期入所生活介護

<概要>

要支援者を対象に、退所後の日常生活を想定した筋力向上トレーニングや転倒予防のための指導等の機能訓練を中心に、施設に短期間入所させ集中的に行うサービスです。

<第3期計画値と実績値の比較>

	計画値(a)		実績値(b)		b/a(%)	
	平成18年度	平成19年度	平成18年度	平成19年度	平成18年度	平成19年度
年間延べサービス供給量(日)	187	190	132	264	70.6	138.9
年間延べ利用者数(人)	40	40	24	48	60.0	120.0

<本計画の目標>

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
年間延べサービス供給量(日)	147	157	165
年間延べ利用者数(人)	28	29	31

<今後の取り組み>

介護予防の観点からサービス内容の充実を図るとともに、ニーズに対応した提供体制の確保に努めます。また、利用者の状態に応じて適切なサービス提供が行われるように、介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護などのサービスと連携を図り、柔軟なサービス提供に努めます。

介護予防短期入所療養介護

<概要>

要支援者を対象に、利用者の基礎疾患を管理しつつ、日常生活を想定した廃用症候群（生活不活発病）対策としての機能訓練等を中心に、施設での入所により行うサービスです。

<第3期計画値と実績値の比較>

	計画値(a)		実績値(b)		b/a(%)	
	平成18年度	平成19年度	平成18年度	平成19年度	平成18年度	平成19年度
年間延べサービス供給量(日)	86	87	0	96	0.0	110.3
年間延べ利用者数(人)	15	15	0	12	0.0	80.0

<本計画の目標>

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
年間延べサービス供給量(日)	162	172	182
年間延べ利用者数(人)	24	25	27

<今後の取り組み>

廃用症候群（生活不活発病）対策に効果的なサービス内容を検討し、ニーズに対応した提供体制の確保に努めます。また、利用者の状態に応じて適切なサービス提供が行われるように、介護予防短期入所生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護などのサービスと連携を図り、柔軟なサービス提供に努めます。

介護予防特定施設入居者生活介護

<概要>

介護保険法上の指定を受けた有料老人ホームやケアハウス等に入所している要支援者に対し、介護予防を目的とした日常生活上の援助、機能訓練等を行うサービスです。

<第3期計画値と実績値の比較>

	計画値(a)		実績値(b)		b/a(%)	
	平成18年度	平成19年度	平成18年度	平成19年度	平成18年度	平成19年度
年間延べ利用者数(人)	1	1	0	12	0.0	1,200.0

<本計画の目標>

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
年間延べ利用者数(人)	12	12	12

<今後の取り組み>

要支援から要介護状態への移行を抑制するために、効果的なサービス提供と、提供体制の確保に努めていきます。

介護予防福祉用具貸与

<概要>

要支援者を対象に、利用者の生活機能の状態を踏まえ、福祉用具のうち当該生活機能の向上に真に必要なものの貸与を行うサービスです。

<第3期計画値と実績値の比較>

	計画値(a)		実績値(b)		b/a(%)	
	平成18年度	平成19年度	平成18年度	平成19年度	平成18年度	平成19年度
年間延べ利用者数(人)	403	412	120	156	29.8	37.9

<本計画の目標>

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
年間延べ利用者数(人)	211	223	234

<今後の取り組み>

要支援者に適した福祉用具の提供、用具に関する相談に適切に対応できる体制の確保に努めます。

特定介護予防福祉用具販売

<概要>

要支援者を対象に、利用者の生活機能の状態を踏まえ、福祉用具のうち生活機能の向上に真に必要なものであって、入浴又は排せつの用に供するものの販売を行うサービスです。

<第3期計画値と実績値の比較>

	計画値(a)		実績値(b)		b/a(%)	
	平成18年度	平成19年度	平成18年度	平成19年度	平成18年度	平成19年度
年間延べ利用者数(人)	16	17	18	33	112.5	194.1

<本計画の目標>

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
年間延べ利用者数(人)	37	38	39

<今後の取り組み>

要支援者に適した福祉用具の提供、用具に関する相談を適切に対応できる体制の確保に努めます。

住宅改修

<概要>

要支援者が、手すりの取付や段差の解消等の住宅の改修を行うときに、改修費を給付するサービスです。

<第3期計画値と実績値の比較>

	計画値(a)		実績値(b)		b/a(%)	
	平成18年度	平成19年度	平成18年度	平成19年度	平成18年度	平成19年度
年間延べ利用者数(人)	27	27	11	27	40.7	100.0

<本計画の目標>

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
年間延べ利用者数(人)	30	32	34

<今後の取り組み>

サービス利用者の利便性の向上を図るため、手続の簡素化などに努めます。

介護予防支援

<概要>

要支援者が介護予防サービスやその他の介護予防に資する保健医療サービス又は福祉サービスを適切に利用することができるように、地域包括支援センターの職員が依頼に応じて、各人にあった「介護予防ケアプラン」を作成するとともに、計画に基づいて介護予防サービス等の提供が確保されるよう事業者等との連絡調整を行うサービスです。

<第3期計画値と実績値の比較>

	計画値(a)		実績値(b)		b/a(%)	
	平成18年度	平成19年度	平成18年度	平成19年度	平成18年度	平成19年度
年間延べ利用者数(人)	1,647	1,681	1,068	1,620	64.8	96.4

<本計画の目標>

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
年間延べ利用者数(人)	1,692	1,784	1,878

<今後の取り組み>

地域包括支援センターの調整機能により、適切なサービス提供が図られるよう努めるとともに、職員の資質の向上に努めます。

(3) 地域密着型サービス

1) 地域密着型サービス(介護給付)

夜間対応型訪問介護

<概要>

夜間、定期的な巡回訪問や通報を受けて、居宅での要介護者がホームヘルパー（訪問介護員）により入浴・排せつ・食事等の介護その他の日常生活上の世話などを受けることができるサービスです。

<今後の取り組み>

現在のところ、実施の予定はありませんが、今後のサービス提供基盤の整備状況を踏まえ、利用者のニーズを見極めながら、実施の有無を検討していきます。

認知症対応型通所介護

<概要>

認知症の要介護者が、デイサービスセンター等を利用して、入浴・排せつ・食事等の介護その他の日常生活上の世話や機能訓練を受けることのできるサービスです。

<第3期計画値と実績値の比較>

	計画値(a)		実績値(b)		b/a(%)	
	平成18年度	平成19年度	平成18年度	平成19年度	平成18年度	平成19年度
年間延べサービス供給量(回)	252	255	2,520	2,664	1,000.0	1,044.7
年間延べ利用者数(人)	29	30	264	264	910.3	880.0

<本計画の目標>

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
年間延べサービス供給量(回)	2,341	2,444	2,570
年間延べ利用者数(人)	225	237	249

<今後の取り組み>

通所介護サービスに準じたサービス量を設定し、提供体制の確保に努めます。

小規模多機能型居宅介護

<概要>

要介護者の様態や希望に応じて、サービス拠点への「通い」を中心に、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせ、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話や機能訓練を受けることのできるサービスです。

<今後の取り組み>

現在のところ、実施の予定はありませんが、今後のサービス提供基盤の整備状況を踏まえ、利用者のニーズを見極めながら、実施の有無を検討していきます。

認知症対応型共同生活介護

<概要>

認知症の要介護高齢者が共同で生活できる場で、食事・入浴などの介護や機能訓練が受けられるサービスです。

<第3期計画値と実績値の比較>

	計画値(a)		実績値(b)		b/a(%)	
	平成18年度	平成19年度	平成18年度	平成19年度	平成18年度	平成19年度
年間延べ利用者数(人)	34	34	48	36	141.2	105.9

<本計画の目標>

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
年間延べ利用者数(人)	60	60	72

<今後の取り組み>

現在のところ、町内での施設整備の予定はありませんが、今後のサービス提供基盤の整備状況を踏まえ、利用者のニーズを見極めながら、町内での施設整備を検討していきます。

地域密着型特定施設入居者生活介護

<概要>

定員 29 人以下の有料老人ホーム等に入居している要介護者が、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話や機能訓練、療養上の世話を受けることのできるサービスです。

<今後の取り組み>

現在のところ、実施の予定はありませんが、今後のサービス提供基盤の整備状況を踏まえ、利用者のニーズを見極めながら、実施の有無を検討していきます。

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

<概要>

定員 29 人以下の特別養護老人ホームに入所している要介護者が、入浴・排せつ・食事等の介護やその他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を受けることのできるサービスです。

<今後の取り組み>

現在のところ、実施の予定はありませんが、今後のサービス提供基盤の整備状況を踏まえ、利用者のニーズを見極めながら、実施の有無を検討していきます。

2) 地域密着型介護予防サービス(予防給付)

介護予防認知症対応型通所介護

< 概要 >

要支援者を対象に、軽度の認知症がある方で廃用症候群(生活不活発病)の状態にある方について、日常生活を想定しつつ、介護予防を目的とし、通所系サービスに通うなどして、機能訓練を中心に行うサービスです。

< 第3期計画値と実績値の比較 >

	計画値(a)		実績値(b)		b/a(%)	
	平成18年度	平成19年度	平成18年度	平成19年度	平成18年度	平成19年度
年間延べサービス供給量(回)	89	91	0	0	0.0	0.0
年間延べ利用者数(人)	14	14	0	0	0.0	0.0

< 本計画の目標 >

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
年間延べサービス供給量(回)	60	63	66
年間延べ利用者数(人)	10	11	11

< 今後の取り組み >

要支援から要介護状態への移行を抑止するために、効果的なサービス提供とサービス提供体制の確保に努めます。

介護予防小規模多機能型居宅介護

< 概要 >

要支援者の様態や希望に応じて、サービス拠点への「通い」を中心に、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせ、入浴・排せつ・食事等の介護その他の日常生活上の世話や機能訓練を受けることのできるサービスです。

< 今後の取り組み >

現在のところ、実施の予定はありませんが、今後のサービス提供基盤の整備状況を踏まえ、利用者のニーズを見極めながら、実施の有無を検討していきます。

介護予防認知症対応型共同生活介護

<概要>

要支援者（要支援2）であって認知症である方について日常生活を想定し、介護予防を目的として機能訓練を中心にグループホームで行うサービスです。

<今後の取り組み>

現在のところ、町内での施設整備の予定はありませんが、今後のサービス提供基盤の整備状況を踏まえ、利用者のニーズを見極めながら、町内での施設整備を検討していきます。

(4) 地域支援事業

1) 包括的支援事業

地域包括支援センター

< 概要 >

平成 18 年 4 月、役場内に直営で地域包括支援センターを 1 箇所設置しました。地域包括支援センターは、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員の 3 人により高齢者の保健・医療・福祉・介護などの相談や要支援、要介護状態になる恐れのある特定高齢者に対して介護予防ケアプランの作成、指定介護予防事業所として予防給付のケアプラン作成を行うなど、町における総合的マネジメントを担う中核機関です。主な業務は次のとおりです。

- 介護予防ケアマネジメント
- 高齢者の総合相談
- 高齢者の虐待、権利擁護に関すること
- 包括的・継続的ケアマネジメント
- 指定介護予防事業所としての業務

< 今後の取り組み >

本計画においても、これまでどおり町全体をひとつの日常生活圏域と設定し、地域包括支援センターは 1 箇所で運営していきます。

運営方法としては、町の直営により地域包括支援センターを運営していますが、平成 22 年 10 月からは更なる効率的運営を目的に、民間等に委託を行い運営していきます。

2) 介護予防事業(特定高齢者施策)

特定高齢者把握事業

<概要>

保健・医療・福祉及びその他の関係機関が連携し、要支援、要介護状態となる可能性の高いと考えられる高齢者（特定高齢者）を把握する事業です。

平成 18、19 年度においては基本健康診査に伴う生活機能評価で特定高齢者の把握を行いました。平成 20 年度においては基本健康診査が廃止となったため、医療保険者が行う特定健診等により、生活機能評価を実施し把握を行っています。

<実績値>

	平成 18 年度		平成 19 年度	
	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)
65 歳以上人口(被保険者)	5,683	-	5,976	-
生活機能評価受診者数	2,248	39.56	2,455	41.08
特定高齢者決定者数	23	0.40	430	7.20

<本計画の目標>

	平成 21 年度		平成 22 年度		平成 23 年度	
	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)
65 歳以上人口(被保険者)	6,259	-	6,510	-	6,664	-
生活機能評価受診者数	2,503	40.00	2,734	42.00	2,932	44.00
特定高齢者決定者数	438	7.00	469	7.20	493	7.40

<今後の取り組み>

各種健診と連携して生活機能評価を実施します。また、関係機関と連携し特定高齢者の把握に努めます。

運動器の機能向上事業

<概要>

自立した生活を継続することができるように、身体の機能向上に資する知識や、高齢者自身が日常的に行うことができる運動等について指導する事業です。

週2回、3ヶ月を1クールとして高齢者福祉センター寿楽で実施しています。また、平成20年度からは、マシンを用いたトレーニングを高齢者在宅サービスセンターみずほで実施しています。個別形式として週1回、3ヶ月を1クールとして西多摩接骨師会の会員の治療院で実施しています。

<実績値>

(単位：人)

	実施場所	平成18年度		平成19年度		平成20年度 (9月まで)	
		特定 高齢者	一般 高齢者	特定 高齢者	一般 高齢者	特定 高齢者	一般 高齢者
元気な足腰 トレーニング	高齢者福祉センター 寿楽	3	-	38	14	30	16
元気な足腰 トレーニング	小泉接骨院	0	-	0	0	6	0
元気な足腰 トレーニング (マシン版)	高齢者在宅サービス センターみずほ	-	-	-	-	6	7

<本計画の目標>

(単位：年間延べ利用人数 人/年)

	実施場所	平成21年度	平成22年度	平成23年度
元気な足腰 トレーニング	高齢者福祉センター 寿楽	120	120	120
元気な足腰 トレーニング	小泉接骨院	36	36	36
元気な足腰 トレーニング (マシン版)	高齢者在宅サービス センターみずほ	120	120	120

<今後の取り組み>

引き続き自立した生活を継続することができるように、内容の充実に努めていきます。

口腔機能の向上事業

<概要>

在宅においても口腔清掃や日常的に行うことのできる口腔機能向上のためのケアを高齢者自身が行うことができるようにする事業です。

月1回、3ヶ月を1クールとして高齢者福祉センター寿楽で実施しています。

<実績値>

(単位：人)

	実施場所	平成18年度		平成19年度		平成20年度 (9月まで)	
		特定 高齢者	一般 高齢者	特定 高齢者	一般 高齢者	特定 高齢者	一般 高齢者
お口元気教室	高齢者福祉センター寿楽	3	0	37	2	13	0

<本計画の目標>

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
年間延べ利用者数(人)	60	72	84

<今後の取り組み>

引き続き口腔機能の低下を防止するとともに、内容の充実に努めていきます。

栄養改善事業

<概要>

栄養状態を高めることで生活機能の維持増進を図るため、健康的な食生活や疾病のリスクなどについて指導や相談を行い、要介護状態への移行を予防するための事業です。

栄養改善が必要な特定高齢者が出現せず、事業は実施できませんでした。

<今後の取り組み>

月1回、6ヶ月を1クールとして実施する予定です。

閉じこもり予防・支援事業

<概要>

社会との交流を促進することにより、閉じこもりによる心身機能の低下を未然に防止するとともに、生活機能全般の維持向上を図る事業です。

通所形式で行う予定でしたが、事業自体が通所形態ではなじまず訪問型介護予防事業として実施しています。

<今後の取り組み>

今後も訪問型介護予防事業として実施していきます。

訪問型介護予防事業

<概要>

通所形態による介護予防の実施が困難な特定高齢者に対し、保健師等が必要な相談、指導を訪問形態により実施する事業です。

月1回、看護師等が特定高齢者宅を訪問し、要介護状態への移行を予防しています。

<実績値>

(単位：人)

	実施場所	平成18年度		平成19年度		平成20年度 (9月まで)	
		特定 高齢者	一般 高齢者	特定 高齢者	一般 高齢者	特定 高齢者	一般 高齢者
元気づくり訪問相談	各特定高齢者宅	3	-	89	-	74	-

<本計画の目標>

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
年間延べ利用者数(人)	180	192	204

<今後の取り組み>

引き続き対象者の状況に応じて必要な保健指導を行い、通所型の介護予防事業等への参加を支援していきます。

3) 介護予防事業(一般高齢者施策)

介護予防普及啓発事業**<概要>**

介護予防についての知識の普及・啓発を行うために、パンフレットの作成や講演会を開催します。

地域で自主的に行われている活動に地域包括支援センターの保健師を派遣して、介護予防についての知識の普及・啓発に努めています。

<今後の取り組み>

引き続き介護予防についての知識の普及・啓発に努めていきます。

認知症予防普及啓発事業**<概要>**

認知症予防に関する知識を普及し、高齢者自身が認知症予防に取り組むことができるように、認知症予防に関する教室を開催する事業です。

<実績値>

平成 18 年度	認知症予防講演会	「認知症に強い脳を作ろう！」	受講者 45 名
平成 19 年度	認知症予防講演会	「認知症に強い脳を作ろう！」	受講者 57 名
	認知症予防教室	「認知症に強い脳を作ろう！ (ウォーキング)」	受講者 30 名
	認知症予防教室	「認知症に強い脳を作ろう！(料理)」	受講者 34 名
平成 20 年度	認知症予防プログラム	「脳を鍛える(ウォーキング)全 7 回	平成 20 年 11 月 から実施

<今後の取り組み>

介護予防普及啓発事業の中で認知症予防についても普及・啓発に努めていきます。

4) 任意事業

介護給付適正化事業

<概要>

介護保険制度の適正な運営と、利用者が適切なサービスを利用できる環境を確保するため、介護認定が公平・公正にされているか、不要・不適切なサービスが提供されていないか等、事業の実態を検証し、介護給付の適正化を図っています。主な業務は次のとおりです。

- 認定調査状況チェック
- 認定調査の直営化
- 認定審査会の平準化
- ケアプランチェック
- 住宅改修・福祉用具事前審査・実地調査
- 介護給付費通知
- 医療情報との突合
- 縦覧点検
- 介護保険のPR
- 指導・研修事業等

<今後の取り組み>

本計画では、さらに各業務の充実を図るとともに、継続的な事業の検証を行うことで、適切な介護給付事業が行われるよう努めます。また、東京都と連携し、介護サービス事業所の指導・監査を行い、介護報酬の不正請求の防止を図ります。

介護保険住宅改修理由書作成手数料支給事業

<概要>

居宅介護支援の提供を受けていない方に対する住宅改修費の支給に際して、必要な理由書の作成業務に係る手数料を支給しています。

<実績値>

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度 (9月まで)
支給件数(件)	5	2	2

<本計画の目標>

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
支給件数(件)	6	6	6

<今後の取り組み>

事業の周知を図るとともに、手続きの簡便化に努めます。

家族介護支援事業

<概要>

要介護高齢者等を介護している家族に対して慰労金を支給することにより、家族の敬愛的負担及び要介護高齢者の在宅生活の継続・向上を図ることを目的とする事業です。

<実績値>

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度 (9月まで)
支給件数(件)	0	0	0

<今後の取り組み>

引き続き実施していきます。

成年後見制度利用支援事業

<概要>

成年後見制度の利用にあたり、申立てを町長が行う場合には、申立て費用とあわせて町が後見人報酬の助成を行います。

<実績値>

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度 (9月まで)
長による申立て件数(件)	0	1	0

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度 (9月まで)
助成件数(件)	0	0	0

<今後の取り組み>

引き続き実施していきます。

(5) 介護保険事業の見通し

1) 給付費の推計

総給付費の推計

<介護給付サービス>

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
(1) 居宅サービス	361,748,666 円	380,341,888 円	400,684,670 円
訪問介護	44,352,294 円	44,794,570 円	46,771,568 円
訪問入浴介護	5,907,077 円	5,138,973 円	5,139,107 円
訪問看護	11,685,933 円	11,683,073 円	12,094,235 円
訪問リハビリテーション	3,713,352 円	3,934,185 円	4,092,725 円
居宅療養管理指導	3,464,323 円	3,637,539 円	3,819,416 円
通所介護	125,597,473 円	135,659,229 円	144,472,795 円
通所リハビリテーション	74,700,133 円	80,130,539 円	85,163,247 円
短期入所生活介護	46,880,606 円	48,225,934 円	50,258,071 円
短期入所療養介護	9,796,092 円	10,443,872 円	10,918,421 円
特定施設入居者生活介護	10,780,541 円	10,780,541 円	10,780,541 円
福祉用具貸与	23,572,321 円	24,549,986 円	25,742,924 円
特定福祉用具販売	1,298,521 円	1,363,447 円	1,431,620 円
(2) 地域密着型サービス	42,357,191 円	43,232,881 円	49,005,428 円
夜間対応型訪問介護	0 円	0 円	0 円
認知症対応型通所介護	21,961,774 円	22,837,464 円	23,939,577 円
小規模多機能型居宅介護	0 円	0 円	0 円
認知症対応型共同生活介護	20,395,417 円	20,395,417 円	25,065,851 円
地域密着型特定施設入居者生活介護	0 円	0 円	0 円
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0 円	0 円	0 円
(3) 住宅改修	4,737,846 円	5,209,369 円	5,730,306 円
(4) 居宅介護支援	39,472,518 円	41,759,428 円	44,217,638 円
(5) 介護保険施設サービス	736,134,789 円	763,736,304 円	793,977,453 円
介護老人福祉施設	408,566,470 円	419,855,476 円	432,874,212 円
介護老人保健施設	203,231,912 円	219,544,421 円	236,766,834 円
介護療養型医療施設	124,336,407 円	124,336,407 円	124,336,407 円
療養病床(医療保険適用)からの転換分	0 円	0 円	0 円
介護給付費計(小計) ()	1,184,451,010 円	1,234,279,870 円	1,293,615,495 円

< 予防給付サービス >

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
(1)介護予防サービス	59,761,273 円	63,316,203 円	66,560,924 円
介護予防訪問介護	6,979,789 円	7,442,764 円	7,833,627 円
介護予防訪問入浴介護	545,231 円	574,863 円	604,495 円
介護予防訪問看護	2,745,408 円	2,913,643 円	3,068,657 円
介護予防訪問リハビリテーション	189,234 円	198,696 円	208,158 円
介護予防居宅療養管理指導	591,619 円	621,200 円	652,260 円
介護予防通所介護	27,297,493 円	28,960,360 円	30,489,581 円
介護予防通所リハビリテーション	17,053,936 円	18,044,483 円	18,963,480 円
介護予防短期入所生活介護	745,086 円	795,129 円	835,379 円
介護予防短期入所療養介護	1,142,909 円	1,212,636 円	1,282,363 円
介護予防特定施設入居者生活介護	780,721 円	780,721 円	780,721 円
介護予防福祉用具貸与	895,717 円	953,754 円	999,711 円
特定介護予防福祉用具販売	794,130 円	817,954 円	842,492 円
(2)地域密着型介護予防サービス	479,254 円	503,216 円	527,179 円
介護予防認知症対応型通所介護	479,254 円	503,216 円	527,179 円
介護予防小規模多機能型居宅介護	0 円	0 円	0 円
介護予防認知症対応型共同生活介護	0 円	0 円	0 円
(3)住宅改修	2,940,080 円	3,234,088 円	3,557,497 円
(4)介護予防支援	7,196,269 円	7,650,742 円	8,053,817 円
予防給付費計(小計) ()	70,376,876 円	74,704,249 円	78,699,417 円

< 総給付費 >

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
総給付費(合計) () = () + ()	1,254,827,886 円	1,308,984,119 円	1,372,314,912 円

< 標準給付費 >

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	合計
標準給付費見込額	1,339,821,752 円	1,398,698,715 円	1,467,251,277 円	4,205,771,744 円
総給付費	1,254,827,886 円	1,308,984,119 円	1,372,314,912 円	3,936,126,917 円
特定入所者介護サービス費等給付額	60,299,000 円	62,553,000 円	65,046,000 円	187,898,000 円
高額介護サービス費等給付額	22,936,226 円	25,327,051 円	27,967,090 円	76,230,367 円
算定対象審査支払手数料	1,758,640 円	1,834,545 円	1,923,275 円	5,516,460 円

< 地域支援事業費 >

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	合計
地域支援事業費	40,141,893 円	41,905,925 円	43,959,840 円	126,007,658 円
(参考) 保険給付費見込額に対する割合	3.0%	3.0%	3.0%	3.0%

2) 保険料の推計

第1号被保険者の保険料

介護従事者の処遇改善のための介護報酬改定に伴う特例交付金が交付されることから、本計画における保険料基準額（月額）は、以下のようになります。

< 保険料の基準額 >

保険料の基準額(月額)	4,200 円
-------------	---------

< 所得段階別保険料の基準額に対する割合 >

区分	基準額に対する割合	要件
第1段階	0.45	生活保護者 老齢福祉年金受給者で住民税世帯非課税の人
第2段階	0.45	課税年金収入額 + 合計所得金額 80 万円 / 年を満たす人
第3段階	0.70	住民税世帯非課税で第2段階対象者以外の人
特例第4段階	0.85	課税年金収入額 + 合計所得金額 80 万円 / 年を満たす人 (世帯内に住民税課税者がいる場合)
第4段階	1.00	本人が住民税非課税で上記以外の人 (世帯内に住民税課税者がいる場合)
第5段階	1.08	本人が住民税課税で、合計所得金額が 125 万円未満の人
第6段階	1.25	本人が住民税課税で、合計所得金額が 125 万円以上 200 万円未満の人
第7段階	1.50	本人が住民税課税で、合計所得金額が 200 万円以上 400 万円未満の人
第8段階	1.65	本人が住民税課税で、合計所得金額が 400 万円以上 600 万円未満の人
第9段階	1.75	本人が住民税課税で、合計所得金額が 600 万円以上 800 万円未満の人
第10段階	1.85	本人が住民税課税で、合計所得金額が 800 万円以上の人

2 高齢者保健福祉事業の展開

(1) 介護予防・生活支援サービスの充実

多くの元気な高齢者が、できるかぎり介護状態に陥ることもなく、健康でいきいきとした老後生活をおくるための支援事業として介護予防・生活支援サービスは、重要な役割を担う事業です。

高齢化にともない、要介護高齢者の出現率は増加しています。高齢者が健康でいきいきと暮らす豊かな地域社会を築くために、これまで以上に介護予防・生活支援サービスを充実させることが重要な課題となっています。

また、介護予防・生活支援サービスを進め、要介護高齢者の出現を抑えることは、介護にかかる費用全体を抑制することにつながり、より少ない保険料で介護保険制度を運営することや高齢者施策全体の効率化を実現することになります。

生活支援型ホームヘルプサービス

<概要>

介護保険で「非該当」と判定された、65歳以上の虚弱な高齢者の家庭を対象に、ホームヘルパーを派遣し、介護予防のための家事援助や相談・助言を行うサービスです。

サービスは、基本的に1週間に2時間以内を原則として業者に委託し実施しています。

<実績値>

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
実世帯数（世帯）	5	6	8
延べ回数（回）	155	169	264

<今後の取り組み>

広報等の活用による事業の周知を図るとともに、利用可能時間数を増やすことを検討します。

生きがい活動支援型デイサービス

<概要>

介護保険で「非該当」と判定された虚弱な高齢者の方を対象に、健康維持や介護予防、また生きがいづくりや閉じこもり防止という観点から、高齢者福祉センター寿楽で実施しているデイサービスです。

主なサービス内容は以下のとおりです。

生活指導・相談・趣味・娯楽	送迎
健康増進・健康チェック	給食サービス
日常動作訓練	入浴サービス
養護	機能回復訓練

<実績値>

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
実利用人数（人）	17	20	21
延べ利用人数（人）	1,052	1,417	1,508

<今後の取り組み>

介護予防事業としてサービス内容の充実を図っていきます。

生活支援ショートステイ

<概要>

介護保険で「非該当」と判定された方で、一時的な理由で在宅での生活ができない場合、特別養護老人ホーム等への委託により短期間預かる事業です。町では新規事業として実施について検討していきます。

寝具乾燥サービス

<概要>

65歳以上の虚弱な高齢者で、寝たきりの状態がおおむね3ヶ月以上である方やひとり暮らし、高齢者のみの世帯で、寝具の自然乾燥等作業が困難な状況にある方に対し、月に1回寝具の乾燥と年1回の丸洗いサービスを行うサービスです。

<実績値>

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
実利用人数（人）	0	0	0

<今後の取り組み>

民生委員による訪問や、広報等を有効に活用しながら周知の徹底を図っていきます。

紙おむつ支給

<概要>

65歳以上の方で、起居動作が困難なため6ヶ月以上居宅で寝たきりやこれに準ずる状態にある方、又は、失禁状態にあり常時紙おむつを着用する必要がある方に、前月末に翌月1ヶ月分を委託業者が対象者宅へ配達するサービスです。

<実績値>

	平成17年度	平成18年度	平成19年度
実人数(人)	72	80	97
延べ人数(人)	538	545	780

<今後の取り組み>

広報等の活用による事業の周知を図るとともに、今後も支給対象者の範囲を検討していきます。

日常生活用具給付

<概要>

65歳以上の高齢者の方で、介護保険で「非該当」と判定された方を対象に、以下のようない日常生活用具を給付するサービスです。

腰掛便座(便器) 入浴補助用具 歩行支援用具 スロープ 歩行補助車

<実績値>

	平成17年度	平成18年度	平成19年度
実人数(人)	0	1	0

<今後の取り組み>

民生委員による訪問や、広報等を有効に活用しながら周知の徹底を図っていきます。

ふれあい訪問事業

< 概要 >

70歳以上のひとり暮らし高齢者の方を対象に、安否の確認を目的に乳酸菌飲料の手渡しでの配達を週3回行う事業です。

< 実績値 >

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
実人数（人）	72	72	74
延本数（本）	9,234	9,421	9,465

< 今後の取り組み >

対象者全員が本事業を利用できるように、広報等を有効に活用し周知の徹底を図ります。

配食サービス

< 概要 >

65歳以上のひとり暮らしや高齢者のみの世帯の方で、何らかの理由により家庭での調理が困難な方を対象に、栄養バランスのとれた食事を昼の週2回配達するサービスであり、あわせて安否確認も行っています。

< 実績値 >

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
利用者数（人）	23	31	42
配食数（食）	1,438	1,927	2,059

< 今後の取り組み >

実施回数の拡充やメニューの多様化などを検討するとともに、対象者の「食」の自立支援に向けての指導・助言を行っていきます。

自立支援住宅改修給付

<概要>

65歳以上の高齢者のいる世帯で、転倒防止や動作の容易性の確保、介護の軽減等を図る目的で、以下のような住宅改修を行う場合に、費用の一部を給付するサービスです。

浴槽の取り替え等 流し、洗面台の取り替え等 便器の洋式化等 手すりの設置等
--

<実績値>

	平成 19 年度
利用件数（件）	3

<今後の取り組み>

平成 19 年度より、新規事業としてサービスを開始しました。今後も広報等を有効に活用し、周知の徹底を図っていきます。

特殊眼鏡コンタクトレンズ購入費補助

<概要>

老人性白内障のため水晶体摘出手術を行い、身体上の理由により眼内レンズ挿入術を受けられない 65 歳以上の方を対象に、東京都の定める基準により購入費を補助する事業です。

現在では、眼内レンズ挿入術を受けられない方はほとんどいないため、利用者は少ない状況です。

<実績値>

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
利用者数（人）	0	1	0

<今後の取り組み>

特殊眼鏡コンタクトレンズ購入費補助は、引き続きサービスを継続します。

(2) 健康づくり活動の充実

疾病の予防と早期発見・早期治療を促し、望ましくない生活習慣の改善を図るきっかけづくりや介護を要する状態にならないための予防を目的として、40歳以上の方に対し、健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律による保健事業を実施しています。

今後、特定健康診査や健康相談等を通じて、重点的に対策を講ずることが必要な疾患への取り組みとあわせて、寝たきりなどの原因となる生活機能低下、生活習慣上の問題等を改善できるような取り組みを充実していきます。

特定健康診査等

<概要>

特定健康診査は、高齢者の医療の確保に関する法律によって平成20年4月より導入された、内臓脂肪型肥満に着目した新しい健康診断であり、生活習慣病の要因となる糖尿病や高血圧症、高脂血症等の発症や重症化を予防し、食生活の改善や運動等の保健指導を行うと共に適切な治療へ結びつけ、生活習慣の確立と早期発見を目的としています。

<今後の取り組み>

生活習慣病の予防、疾病の早期発見や早期治療のために、健康づくり推進委員の活動や広報誌等で受診周知により、受診者の拡大に努めます。

さらに65歳以上の方に対しては、介護予防事業につなげ介護を要する状況となる事を予防し自立を支援します。また、個々の状況にあった適切な指導が行われるように関係機関との連携を図ります。

がん検診

<概要>

胃がん・肺がん・大腸がん・乳がん検診については40歳以上の方、また子宮がん検診については20歳以上の方に対して実施しています。なお、乳がん検診と子宮がん検診については2年に1回の受診となります。

<実績値>

	平成17年度	平成18年度	平成19年度
受診率(%) 胃がん検診	3.7	3.9	4.0
肺がん検診	1.2	1.5	1.8
大腸がん検診	24.8	27.5	29.9
子宮がん検診	3.2	8.1	9.3
乳がん検診	5.3	6.9	7.8

<今後の取り組み>

近年のがん検診の有効性評価を踏まえ、町民のライフステージに応じた、健康管理や疾病の早期発見・早期治療のための検査内容の充実、また広報誌等での受診周知により、受診者の拡大に努め、申込状況を踏まえ受診者数の拡大を図っていきます。また、精密検査未受診者に対し、受診勧奨を行います。

集団健康教育

<概要>

生活習慣病の予防、要介護状態になることの予防、その他健康に関する事項についての正しい知識の普及啓発を図り、「自らの健康は自ら守る」という認識と自覚を高め、健康の保持・増進を目的として実施しています。

<実績値>

	平成17年度	平成18年度	平成19年度
実施回数(回)	9	8	2
被指導人数(人)	242	110	20

<今後の取り組み>

各地区で活動している団体等からの依頼に応じて、幅広く連携を図っていきます。

健康相談

< 概要 >

健康相談は、心身の健康に関する個別の相談に応じ必要な指導及び助言を行い、家庭における健康管理に役立つことを目的としています。

毎週、保健センターにおいて、保健師、栄養士等における相談日を設け、心身の健康相談のほか、必要に応じて血圧、体重、体脂肪測定等を行っています。

また、地区会館等でも毎月巡回相談を実施しています。

< 実績値 >

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
実施回数（回）	61	63	65
被指導人数（人）	122	95	103

< 今後の取り組み >

対象者の相談に対して適切な助言ができるように保健師の資質向上に努め、さらに関係機関との連携を図りながら取り組みを充実していきます。また状況に応じて、巡回相談の充実を図ります。

健康手帳の交付

< 概要 >

健康手帳は、健康診査や医療の記録、健康の保持のために必要な事項を記載し、自らの健康管理と適切な医療の確保に役立てるため、交付しています。

< 今後の取り組み >

自らの健康づくりのための適切な情報が得られるように、健康手帳の意義について啓発を行い、有効利用ができるように周知を図っていきます。また介護予防事業においても有効に活用できるように周知を図っていきます。

(3) 社会参加活動への参加促進

高齢者の住み慣れた地域で、生きがいをもって、生き生きとした楽しい暮らしを送るために、就業の場の確保や生涯学習への支援などに努めていきます。

シルバー人材センター

<概要>

少子・高齢化が急速に進む中で、増大する高齢者の就業機会の確保・拡大は重要な課題であり、高齢者就業対策の拠点として、シルバー人材センターが設置されています。

景気低迷の長期化や雇用失業情勢の悪化など厳しい状況にありますが、大型店舗の出店等により就業人数、受注件数ともに増加傾向にあります。退職期を迎えた団塊の世代や高齢者の就労支援の場、働くことによる介護予防の場として大きな期待が寄せられています。

<実績値>

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
会員数(人)	299	396	410
就業実人員(人)	266	338	362
受注件数(件)	1,229	1,251	1,332

<今後の取り組み>

センターの理念である「自主的・主体的」「共働・共助」の精神のもと、会員の方々が豊かに生き生きと社会参加ができ、働く喜びを得られる事業運営を目指して、より一層の発展、充実を図っていきます。

老人クラブへの助成

<概要>

老人クラブは、老後の生活を健全で豊かなものにし、自らの生きがいを高めるための組織として、さまざまな活動を行っています。

<実績値>

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
クラブ数	21	21	21
会員数(人)	1,411	1,326	1,344
活動回数(回)	4,127	4,407	4,513

<今後の取り組み>

老人クラブ活動を通し、福祉活動への参加促進や生きがい活動・ニュースポーツ等の取り組みが行われ、生きがいと張りあいを持った健康づくりが図られています。今後とも、高齢者が生き生きと暮らせるよう財政的な面を含め、老人クラブへの積極的な支援に努めます。

敬老会

<概要>

70歳以上の高齢の方の長寿をお祝するために、毎年1回、スカイホールにおいて式典及び演芸を開催し、参加された方に喜ばれています。

<実績値>

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
参加者(人)	1,296	1,414	1,342

<今後の取り組み>

多くの方に参加してもらえるように、内容の充実を図っていきます。

高齢者福祉センター寿楽

<概要>

高齢者福祉センター寿楽は、60歳以上の地域の高齢者が、無料で入浴や休憩ができるとともに、囲碁将棋やカラオケ等の娯楽を楽しみ、各種の教室への参加、サークルでの活動により教養を高め、生きがいづくりや社会参加の促進を図るための施設です。

<実績値>

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
開館日数（日）	297	298	299
利用者数（人）	22,444	24,136	27,840

<今後の取り組み>

高齢者の生きがい対策と介護予防を推進するための施設として、高齢者福祉センター寿楽の重要性は高まっており、高齢者のニーズに対応した施設運営を推進するとともに、サービス内容の充実を図ります。指定管理者制度による管理運営を委託しており、今後は利用者のニーズを踏まえ、指定管理者としての独自色を出しながら施設運営を推進していきます。

敬老金の支給

<概要>

敬老の日現在、住民登録のある70歳・77歳・88歳・95歳・99歳及び100歳の節目年齢の高齢者を対象に、地元商店で使用できる商品券を贈呈しています。

行政改革を進める中で、平成18年度より支給対象年齢の見直しを行いました。

<実績値>

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
支給人数（人）	3,319	613	579

<今後の取り組み>

敬老金の支給対象者は、高齢化の進展にともない、今後も増加し続けることが予想されますが、引き続き事業を継続します。

(4) 安心できる生活環境の確保

緊急通報システム

<概要>

65歳以上のひとり暮らしや、高齢者夫婦のみ世帯で、身体上、慢性疾患がある等日常生活を営むうえで常時注意を要する状態にある方に、消防庁に自動通報できる無線発報器を貸与する事業です。

<実績値>

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
登録件数 (件)	16	18	18

<今後の取り組み>

民生委員による訪問や、広報等を有効に活用しながら周知の徹底を図っていきます。

火災安全システム

<概要>

65歳以上の寝たきり高齢者やひとり暮らし高齢者等を対象に、以下のような住宅用防災機器や電磁調理器を給付・貸与するサービスです。

火災安全システム種目

火災警報器
自動消火装置
ガス安全システム
専用通報機
電磁調理器

<実績値>

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
登録件数 (件)	2	4	3

<今後の取り組み>

民生委員による訪問や、広報等を有効に活用しながら周知の徹底を図っていきます。

徘徊高齢者位置情報サービス

<概要>

徘徊高齢者位置利用サービスは、認知症により徘徊することのある方を対象に、小型の装置で徘徊者の位置を探知し、家族の問い合わせ等に応じて位置情報を提供するサービスです。

老人福祉電話

<概要>

65歳以上のひとり暮らし世帯や高齢者のみの世帯で、近隣に親族が居住していなく、定期的に安否の確認を行う必要があると認められる世帯を対象に、実施している電話の設置サービスです。

<実績値>

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
登録件数（件）	4	5	7

<今後の取り組み>

低所得者層の安否確認のための手段のひとつとして有効であることから、老人福祉電話事業については、今後も継続して実施していきます。

家具転倒防止器具取り付け

<概要>

70歳以上の高齢者世帯を対象に、3箇所以内で家具転倒防止器具を委託業者により取り付けるサービスです。

<実績値>

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
実施件数（件）	11	8	2

<今後の取り組み>

民生委員による訪問や、広報等を有効に活用しながら周知の徹底を図っていきます。近年、地震等の災害発生に連動し利用者が増減しています。平成 21～23 年度については、災害対策を目的とした地域振興課所管事業として実施します。

(5) ひとにやさしいまちづくり

バリアフリーのまちづくりの推進

<概要>

「東京都の街づくり条例」に基づき、高齢者の生活形態や行動能力に応じた、安全で快適な生活環境の形成を図り、高齢者に住み良いまちづくりを進めていきます。具体的には、道路・歩道の整備など、高齢者が安心して散策できるようなまちづくりや、公共施設や広場などのバリアフリー化を進めていきます。

コミュニティ活動の振興

<概要>

高齢者の自立を支援し、地域住民の連携を高め、ともに暮らし、助け合う地域社会の構築を目指します。

高齢者向け住宅の整備

<概要>

高齢者の身体状況に配慮した高齢者向け住宅の整備推進を図ります。

第6章 計画の推進にあたって

第6章 計画の推進にあたって

1 計画の推進体制

本計画は、高齢者に関する総合的な計画であり、その範囲が広範にわたるため、行政のみならず民間団体や保健・福祉・医療・介護の各機関、地域、教育・経済等の各団体との連携が欠かせないものになります。したがって、関係者や町民に計画の趣旨や内容の周知を図り、関係機関や地域団体との連携の強化、協力体制づくりを進めていきます。

(1) 行政の連携強化

本計画は、保健・福祉・医療・介護の領域を中心に多岐にわたる施策に対して、一体的に取り組むことが必要となっています。

施策を担当する課も複数にまたがっており、各施策の整合性を図り、効率的な計画推進を行うためにも、一層庁内の横の連携を密にし、情報を共有して取り組んでいきます。

また、国や都の動向にも注意し、計画推進に反映させていくとともに、広域に関わる問題や、国・都の協力を必要とする問題については、迅速に対応することができるように、連携を強化していきます。

(2) 関係機関との連携

高齢者の生活支援を総合的に行うためには、町内外の多様な関連施設・機関の協力や、民生委員、地域住民、ボランティア、NPO等の協力が必要となります。その他にも、社会福祉協議会、国民健康保険団体連合会、医療機関、教育機関など、多様な団体、機関との連携が不可欠です。

円滑な事業運営を図るためには、関係者が必要とする情報を共有できるように情報提供を行うとともに、関係者間の連絡・調整を行うなど、本町を基点とした協力体制づくりに取り組んでいきます。

(3) 医療と介護の連携

疾病予防や健康管理がますます重要になってくるため、地域における医療と介護の連携（主治医と介護支援専門員との連携強化、介護予防分野での医療との連携など）、入所施設やグループホームにおける医療機能の強化等について、国（社会保障審議会）で検討が進められており、本町においても医療と介護の連携強化に向けて取り組んでいきます。

(4) 町民の参画と協働

介護保険事業の円滑な実施と、保健・福祉・医療サービスの提供を実現しつつ、健やかな福祉社会を実現していくためには、高齢者をはじめとする町民の声を聞き、よりよいサービスを育てていくと同時に、ボランティアをはじめとする地域のさまざまな個人・団体等に関する情報を広報等を利用し、必要な方に提供することにより町民の参画や協働の仕組みづくりを進めていきます。

2 計画の適正な運営

計画の適正な運営を行うために、進捗状況を把握するとともに、事業の評価を今後の計画に反映させていく体制を整えます。また、介護保険サービスを適切に利用してもらうためには、事業者情報など必要な情報提供を行うとともに、相談体制を充実させ、サービスの質の向上を図ります。

(1) 計画の進捗状況の点検・評価

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を着実に実現していくためには、両計画の進捗状況を客観的に評価し、点検する体制が不可欠となります。このため、学識経験者や医療関係者、福祉関係者及び町民代表等で構成する「瑞穂町介護保険運営協議会」を設置し、計画を点検・評価していくとともに、広く町民に計画に対する意見を求め、今後の計画に反映させていきます。

(2) 事業者への指導・監督

町にサービス事業者等への立ち入り調査権が認められるなど、町の役割・権限が強化され、また、都道府県による介護保険施設等の指定にあたって、町に対し意見を求めることが義務付けられました。

こうした町の役割の拡大を踏まえ、適正なサービス利用が図られるように、今後もサービス利用者の視点から、事業者への指導・監督に努めていきます。

(3) 正確・公平な要介護認定の調査

要介護認定の調査については原則として町が実施するものとし、要介護認定調査における正確性・公平性の確保に努めていきます。

(4) 情報提供・相談体制の充実

高齢者施策全般に関する総合相談

町民の利用できる事業・サービスは健康状態や目的によって多岐にわたっており、自分がどのようなサービスを利用すべきなのかがわかりにくい部分もあります。

そこで、高齢者福祉、介護・保健のほか、地域福祉、生活保護、障害者福祉、児童福祉など保健福祉全般に関して、総合的に相談に応じていきます。

円滑な相談体制を構築するために、職務全般に通ずる職員の養成や必要な情報を共有できる体制の整備を進めていきます。

介護サービス情報の提供

前回の制度改正により、すべての介護サービス事業者には、サービス内容や運営状況、職員体制、施設設備、利用料金、サービス提供時間などに関する情報の開示・公表が義務付けられました。(都道府県は、事業者からのサービス情報を年1回程度インターネット等で公表します)

サービス情報のうち確認が必要なものについては、都道府県が調査を行い、報告内容を確認した上で公表することになります。

本町においても、こうした介護サービス情報を積極的に活用していくとともに、町民にもっとも近い窓口として、町民が介護や支援を必要とするときに、自らの選択により適切なサービスを利用できるよう、役場高齢者福祉課、地域包括支援センター等を通じて、町民にわかりやすい情報として情報提供に努めていきます。

また広報やパンフレット等を活用して、町民が介護サービス事業者の選択方法、介護サービスの利用の方法等について理解を深めることができるように取り組んでいきます。

苦情相談体制の整備

要介護認定、サービス内容に関する苦情については、被保険者の利便性という観点から、町民の身近な行政機関である役場高齢者福祉課において迅速に対応できる体制を整備していきます。

要介護認定に関する苦情については、要介護認定調査員等と連絡調整をし、さらに都の介護保険審査会と連携をとりながら、適切な対応に努めていきます。

また、サービス利用に関する苦情については、介護支援事業者、介護サービス事業者に対しても自主的な苦情処理に取り組むよう要請していきます。同時に、国民健康保険団体連合会と連携をとりながら、適切な対応に努めていきます。

3 人材の育成・確保

計画が円滑に実施されるように、サービスの提供体制を整備するとともに、必要とされる人材の確保を図ります。

(1) 人材の育成と確保

ホームヘルパー、保健師、看護師、理学療法士、作業療法士などのマンパワーの育成について、関係機関との連携によってその計画的な確保に努めるとともに、認知症対策の担い手になる認知症サポーターの養成を行います。

地域包括支援センターの職員は、保健師・社会福祉士・主任ケアマネジャーなど専門性と知識・経験を要求されることから、その研修や人材確保に努めます。

また、社会活動への参加を促すため、老人クラブのリーダーやレクリエーション指導員等の育成を支援します。

(2) 介護支援専門員の資質の向上・専門性の向上

介護支援専門員の資質の向上を図るため、5年ごとの資格更新制に改められ、更新時には研修の受講が義務付けられました。更新しない場合は、資格が停止され実務に携わることはできなくなります。また一定年数以上の実務経験を有する介護支援専門員で、所定の研修を修了した人を「主任介護支援専門員」として認定する制度が新設されました。

介護プラン作成における独立性・中立性を確保するため、介護支援専門員1人当たりの標準担当件数の見直しや報酬体系・指定基準の見直しも行われる予定となっており、本町においても制度の見直しを踏まえ、介護支援専門員の資質の向上に努めていきます。

4 計画の普及・啓発

介護保険の見直しを機に再構築された高齢者保健福祉サービスが、実質的に高齢者の生活を支えるものとなるためには、その趣旨やしぐみを広く町民に理解してもらい、積極的に利用してもらうことが重要です。

将来的に高齢者が住み慣れた地域において健康で生き生きした生活を続けられるよう、介護保険サービス（介護・予防）のほかに、高齢者の自立生活を支える福祉サービスや、生活習慣病等を予防し高齢者の健康を守る保健サービスについて、広く町民に周知を図り事業の普及啓発に努めます。

資料編

資料編

1 瑞穂町地域保健福祉審議会について

本計画の策定にあたっては、「瑞穂町地域保健福祉審議会」内に設置された「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画専門分科会」において審議していただきました。

「瑞穂町地域保健福祉審議会高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画専門分科会」委員及び審議経過は以下のとおりとなっています。

(1) 委員名簿

職務	氏名	選出区分等	備考
学識経験者	村井祐一	田園調布学園大学地域福祉学科教授	
	小林信之	西多摩保健所 保健対策課長	
医療関係	川間公雄	瑞穂町医師会 みずほクリニック	
福祉代表	小山良一	(福)瑞仁会良友園 施設長	
	難波 眞	(医)幹人会菜の花 施設長	
	川島憲治	(社)瑞穂町SPA [®] -人材センター事務局長	
	吉岡 亨	民生委員協議会	
	村田 勇	健康づくり推進委員会	
	吉野忠男	瑞穂町寿クラブ連合会	
	関田晴光	指定居宅介護支援事業所 在宅支援センターたかさわ	介護支援専門員
	森田光子	第1号被保険者	公募委員
町職員	中根厚夫	住民生活部長	
	並木桂子	福祉保健部保健課保健指導係	町保健師

：会長 ：副会長

(2) 審議経過

開催年月日		検討課題
第1回	平成20年8月26日	委員委嘱・任命 会長・副会長選出 第4期介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画について 介護保険制度の状況について 高齢者等生活実態調査結果について
第2回	平成20年9月30日	高齢者保健福祉サービスについて 介護サービス見込量について
第3回	平成20年11月10日	高齢者保健福祉サービスについて 地域支援事業について 介護サービス見込量について 介護保険料について
第4回	平成20年12月26日	計画骨子案の検討について
第5回	平成21年2月4日	最終計画案の確認について

瑞穂町
高齢者保健福祉計画・
介護保険事業計画

平成21年3月

発行： 瑞穂町 福祉保健部 高齢者福祉課

〒190-1292 東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ヶ崎 2335 番地

TEL : 042-557-0501 (代表)

FAX : 042-556-3401

ホームページ : <http://www.town.mizuho.tokyo.jp/>

E-mail : Kaigo@town.mizuho.tokyo.jp